租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(単体法人用)

≪平成28年４月１日以後終了事業年度≫

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。

平成28年６月

国　税　庁

凡　　例

略　称	意　義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成24年旧措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成27年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成10年法律第７号）附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第２条第４項に規定する仮認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注）　この手引は、平成28年６月１日現在の法令に基づいて作成しています。

目　　　次

Ⅰ　租特透明化法の概要等・・ 1
　1　租特透明化法の概要・・ 1
　2　Ｑ＆Ａ・・ 2
　3　適用額明細書の提出までの流れ・・ 5

Ⅱ　適用額明細書の記載（入力）要領等・・ 6
　1　書面で提出する場合の記載要領・・ 6
　2　e-Taxソフトで提出する場合の入力要領・・ 9
　3　事業種目・業種番号一覧表・・ 12
　4　租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法の条項」欄について・・・・ 15

Ⅲ　適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　別表一（一）次葉　普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分 ・・・ 16
　　中小企業者等の法人税率の特例（普通法人又は人格のない社団等）
　　中小企業者等の法人税率の特例（一般社団法人等）

　別表一（二）次葉　公益法人等（一般社団法人等を除く。）及び協同組合等の分・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　中小企業者等の法人税率の特例（公益法人等又は協同組合等）
　　中小企業者等の法人税率の特例（特定の協同組合等）

　別表一（三）次葉　特定の医療法人の分 ・・ 18
　　中小企業者等の法人税率の特例（特定の医療法人）
　　特定の医療法人の法人税率の特例

　別表一の三次葉　外国法人の分 ・・・ 19
　　中小企業者等の法人税率の特例（普通法人又は人格のない社団等）

　別表六（六）　試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書 ・・・ 20
　　試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
　　　（試験研究費の総額に係る税額控除）
　　　（中小企業技術基盤強化税制）
　　　（特別試験研究費の額に係る税額控除）

　別表六（七）　試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書 ・・・・・・・・・・・・・ 21
　　試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
　　　（試験研究費の増加額に係る税額控除）
　　　（平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除）

　別表六（九）　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ・・・ 22
　　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

　別表六（十）　中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書・・・・ 23
　　中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(十一) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ･･ 24

沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(十三) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書･･ 26

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(十四) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ･･ 27

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(十五) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ･･ 28

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(十六) 雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書････････････････････････････ 29

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

別表六(十七) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ･･ 30

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除

別表六(十八) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書･･ 31

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(十九) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書･･････ 32

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

別表六(二十) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 ･･･････ 33

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書････････････････････････････ 34

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例

別表十(一) 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書 ･･･････････････････････ 35

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除

別表十(二) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書････････････････････････････ 36

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例

別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書･･････････････････････････････････ 37

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除

別表十(四)　対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書 …… 38
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例

別表十(五)　収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書 …… 39
収用換地等の場合の所得の特別控除
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除
特定の長期所有土地等の所得の特別控除

別表十(六)　社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書 …… 41
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
社会保険診療報酬の所得の計算の特例
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例

別表十(七)　特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書 …… 42
特定目的会社に係る課税の特例

別表十(八)　投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書 …… 43
投資法人に係る課税の特例

別表十(九)　特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書 …… 44
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例

別表十一(一の二)　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書 …… 45
中小企業等の貸倒引当金の特例

別表十二(一)　海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書 …… 46
海外投資等損失準備金の損金算入

別表十二(二)　新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書 …… 48
新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入

別表十二(三)　特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書 …… 49
特定事業再編投資損失準備金の損金算入

別表十二(四)　金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書 …… 50
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入

別表十二(六)　特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書 …… 51
特定災害防止準備金の損金算入

別表十二(七)　新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書 …… 52
新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入

別表十二(八)　使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書 …… 53
使用済燃料再処理準備金の損金算入

別表十二(九)　原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書 …… 54
原子力発電施設解体準備金の損金算入

別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書 ･････････････････････ 55
保険会社等の異常危険準備金の損金算入
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入

別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書 ･････････････････ 56
関西国際空港用地整備準備金の損金算入

別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書 ･･････････････････････ 57
中部国際空港整備準備金の損金算入

別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書 ･････････････････････････････ 58
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入

別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書 ････････････････････････････ 59
農業経営基盤強化準備金の損金算入
農用地等を取得した場合の課税の特例

別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書 ･･････････ 60
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書 ･･ 62
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例
(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)
(市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え)
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)
(過疎地域の外から内への買換え)
(都市機能誘導区域の外から内への買換え)
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)
(農用地区域内にある土地等の買換え)
(防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え)
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え)
(日本船舶から日本船舶への買換え)

別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書 ･･････ 66
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

別表十三(七) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書 ････････････････････ 67
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例

別表十三(八) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書 ･･･････････････････････････････････････ 69
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例

別表十三(九) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書 ･･ 70
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例

別表十三(十) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書 ･･････････ 71
技術研究組合の所得の計算の特例

別表十三(十一) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書 ････ 72
転廃業助成金等に係る課税の特例

別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書…… 74
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例

別表十四(五) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書 …… 75
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書又は
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書…… 76
特別償却及び割増償却
(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)
(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却)
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)
(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)
(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却)
(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却)
(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却)
(公害防止用設備の特別償却)
(船舶の特別償却)
(耐震基準適合建物等の特別償却)
(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)
(共同利用施設の特別償却)
(特定農産加工品生産設備の特別償却)
(特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却))
(特定地域における工業用機械等の特別償却)
(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
(沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
(沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却)
(沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)
(特定地域における産業振興機械等の割増償却)
(医療用機器の特別償却)
(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)
(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却)
(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)
(特定都市再生建築物等の割増償却)
(倉庫用建物等の割増償却)
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書…… 84
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書…… 85
別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合
(準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))

Ⅳ 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内…… 90

Ⅰ　租特透明化法の概要等

1　租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法第１条)。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(第３条第１項)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります(法第４条第１項、第５条第１項及び第２項)。

○　租特透明化法の流れ

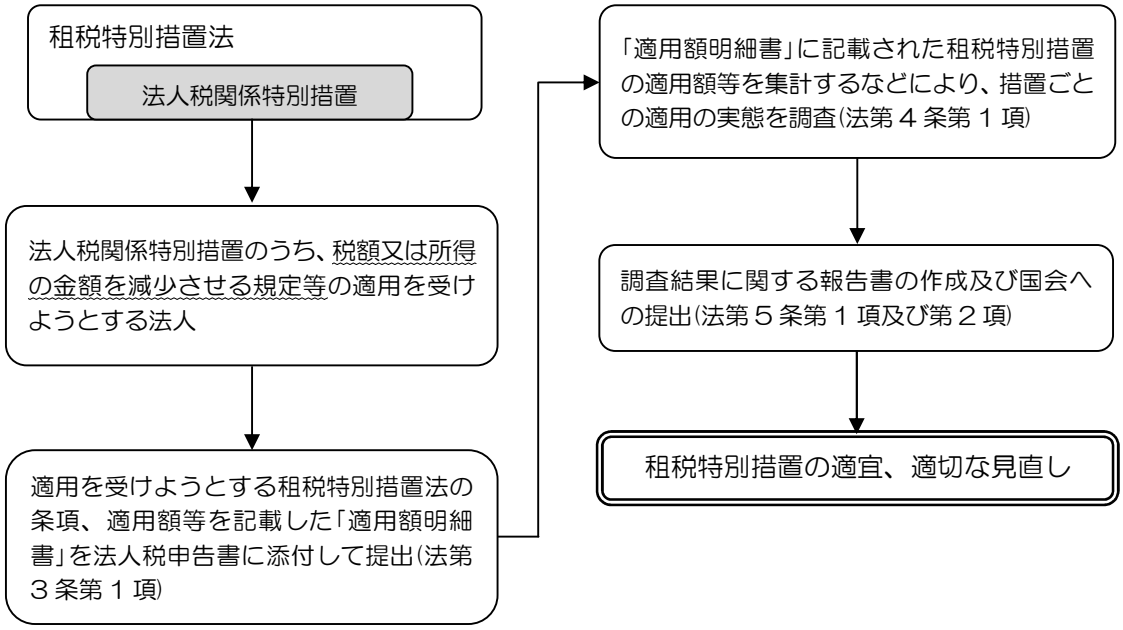

２　Ｑ＆Ａ

Q1　「適用額明細書」とは何ですか？

Ａ１　「適用額明細書」とは、法人(注)が法人税関係特別措置（Ｑ２参照）の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

（注）「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2　「法人税関係特別措置」とは何ですか？

Ａ２　「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等（具体的には、租特透明化法施行令第２条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q3　なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

Ａ３　「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考）　財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4　「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

Ａ４　「租特透明化法」では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5 「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

Ａ５　「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

Ａ６　「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードが可能です(掲載場所は、最終ページをご参照ください。)。

Q7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(ｅ-Tax)による送信ができますか？

Ａ７　「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(ｅ-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください。

Q8 「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

Ａ８　「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P12の「３　事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

（参考）　P12の「３　事業種目・業種番号一覧表」は、別表一(一)等の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上２桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

Ａ９　法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10 「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

Ａ10　提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。
記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① **法人税申告書別表からの転記誤り**

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一(一)等に記載されたものと同額を記載してください。

② **「区分番号」の記載誤り**

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

③ **適用限度額がある措置の適用額の記載誤り**

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載する。

④ **「所得金額が０円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り**

「所得金額が０円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11 「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください 。

なお、ＯＣＲ入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12 震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の５第２項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて、試験研究費の税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による試験研究費の税額控除の金額と区分がされずに別表六(六)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六(六)に記載した金額をそのまま転記してください。

３　適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。

平成23年４月１日以後に終了する事業年度における法人税の申告に当たり、法人税関係特別措置の適用を受けようとするか。

いいえ

別表一（一）等の「適用額明細書提出の有無」欄の「無」を〇で囲んでください。
※　記載箇所は下図の申告書イメージを参照

適用額明細書の添付は不要です。

はい

別表一（一）等の「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を〇で囲んでください。
※　記載箇所は下図の申告書イメージを参照

次ページ以降を参考にして適用額明細書を作成してください。

作成した適用額明細書を法人税申告書に添付して提出してください（他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んでください。）。

（参考：別表一（一）等の「適用額明細書提出の有無」欄の位置）

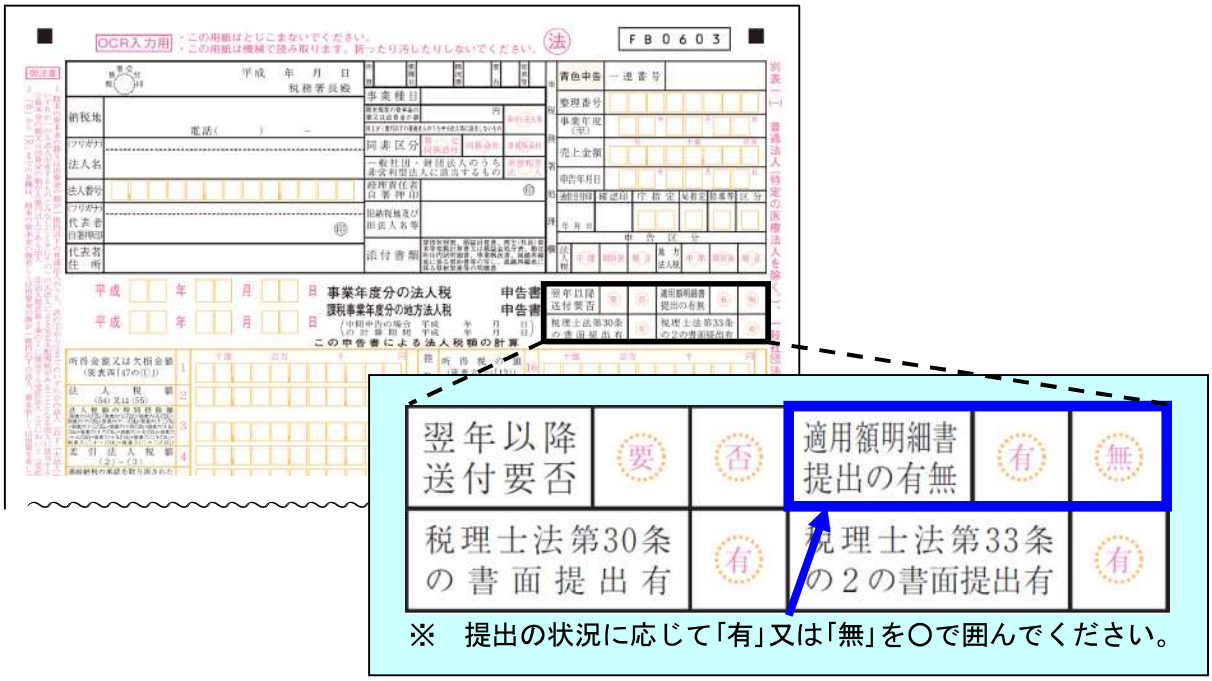

Ⅱ　適用額明細書の記載（入力）要領等

1　書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」の記載に当たっては、以下のとおり別表一（一）等の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、Ｐ16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈記載例〉

別表一（一）次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六（七）……中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一（一）の記載内容】

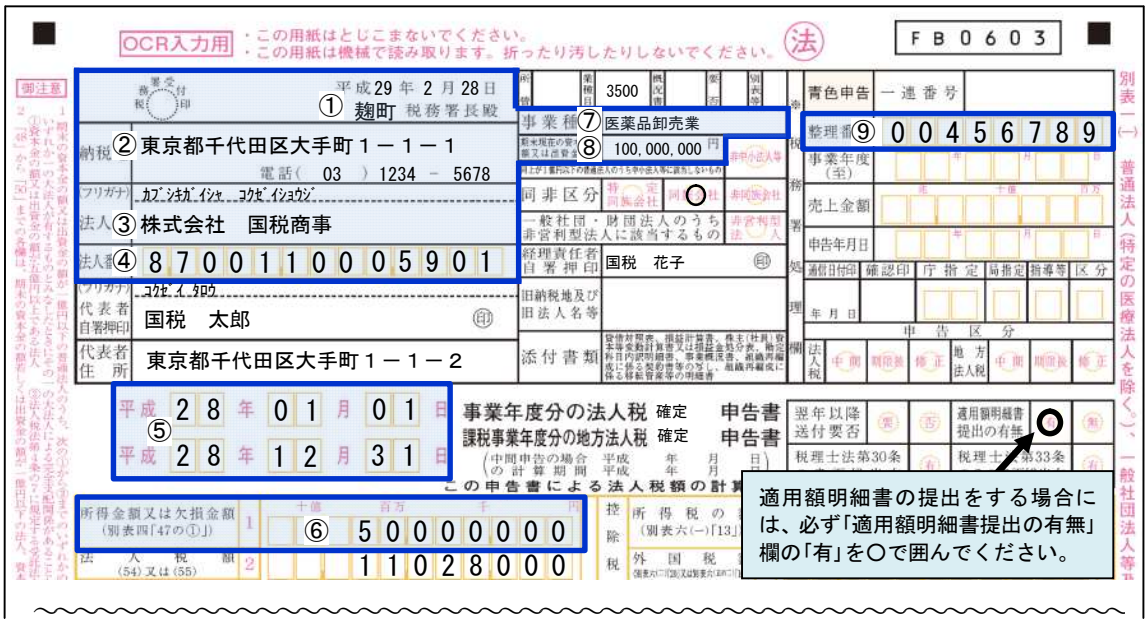

【別表一（一）次葉の記載内容】

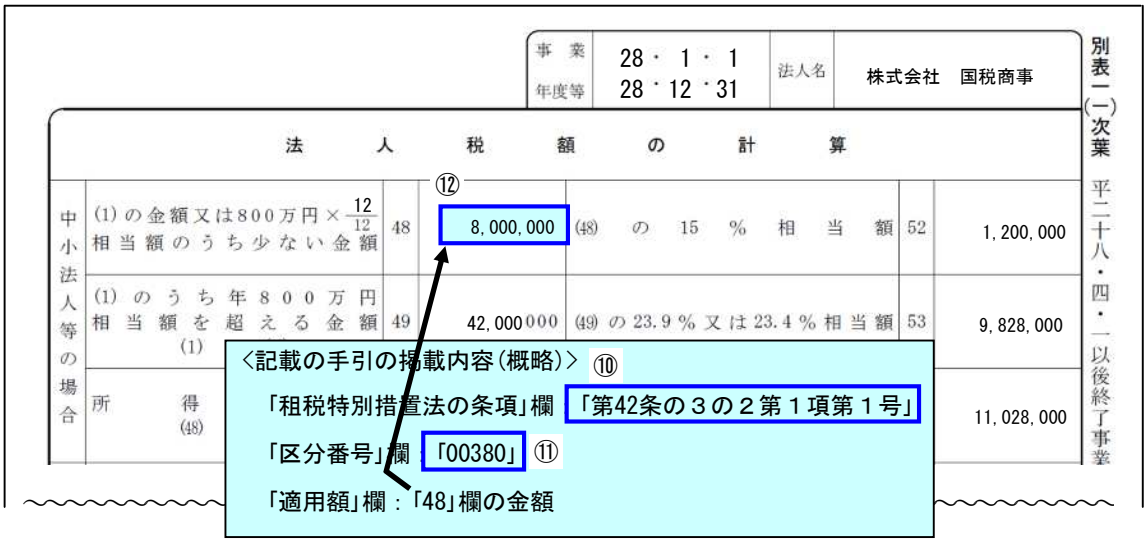

【別表十六(七)の記載内容】

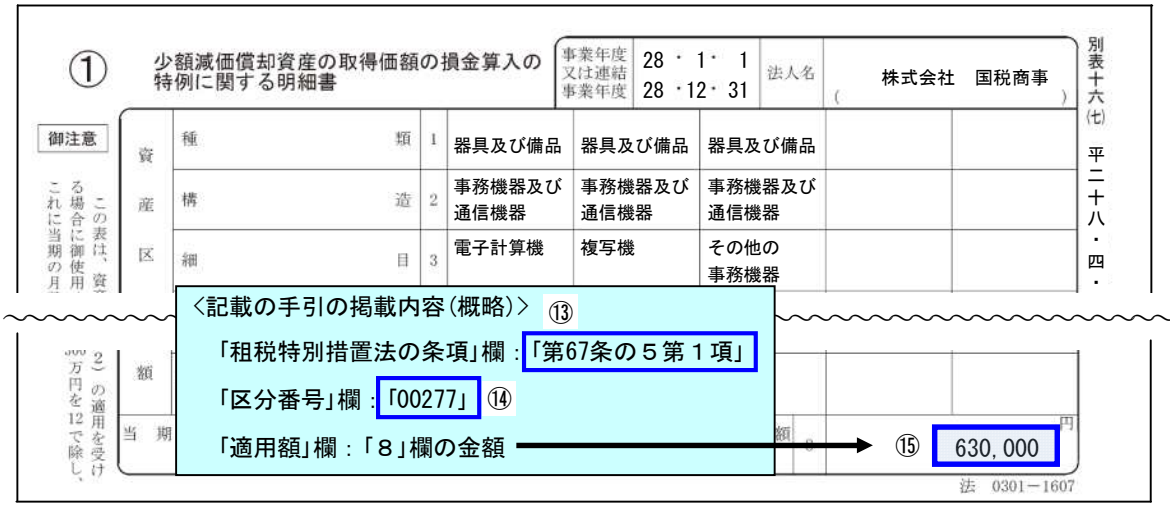

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	28・1・1 28・12・31	法人名	株式会社　国税商事

別表十六(七) 平二十八・四・

御注意　この表は、資産区分ごとに、資産の取得価額の損金算入の特例を適用する場合に御使用ください。これに当期の月数を乗じ、300万円を12で除し、

資産区分						
種類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
構造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		
細目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器		
額						
当期						

〈記載の手引の掲載内容(概略)〉 ⑬

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の５第１項」

「区分番号」欄：「00277」 ⑭

「適用額」欄：「８」欄の金額 → ⑮ 630,000

法 0301－1607

【適用額明細書への転記後のイメージ】

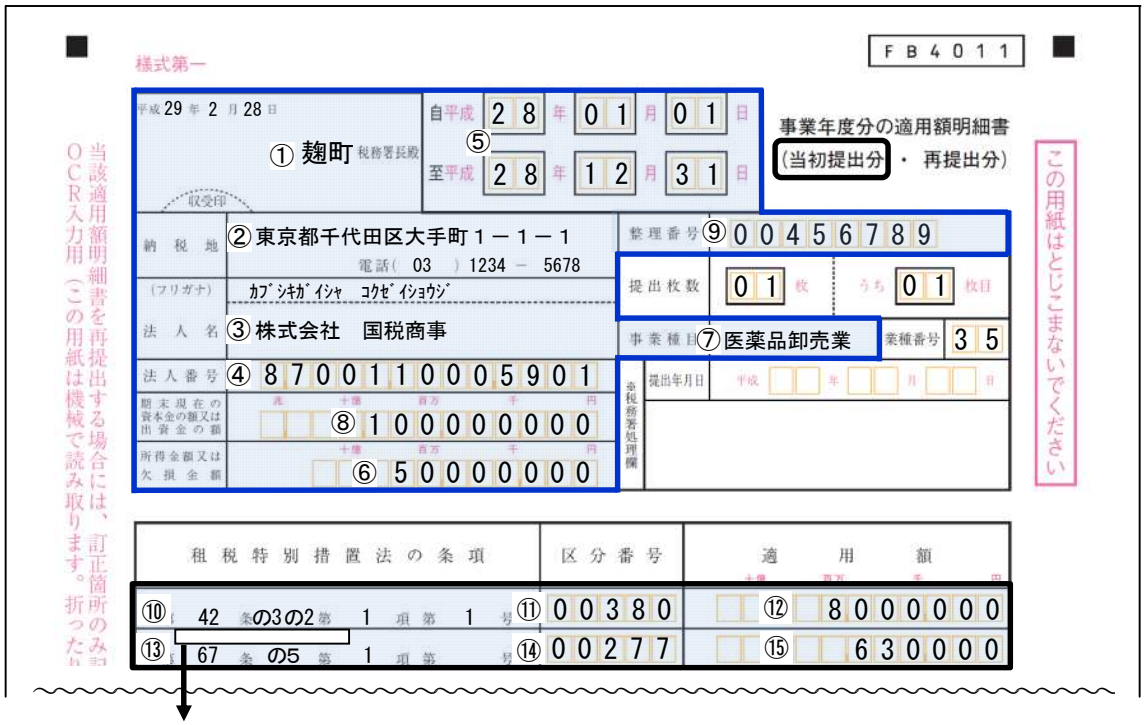

様式第一　FB4011

平成29年2月28日　① 麹町 税務署長殿

自平成 28 年 01 月 01 日 ⑤
至平成 28 年 12 月 31 日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分)・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区大手町１－１－１　電話(03) 1234 － 5678

(フリガナ) カブシキガイシャ コクゼイショウジ

法人名 ③ 株式会社　国税商事

法人番号 ④ 8700110005901

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑧ 100000000

所得金額又は欠損金額 ⑥ 50000000

整理番号 ⑨ 00456789

提出枚数 01 枚　うち 01 枚目

事業種目 ⑦ 医薬品卸売業　業種番号 35

税務署処理欄　提出年月日　平成　年　月　日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 42 条の3の2 第 1 項 第 1 号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 67 条 の5 第 1 項 第 号	⑭ 00277	⑮ 630000

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり

この用紙はとじこまないでください

(参考)　区分番号「00440」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成28年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に記載してください。

〈記載例〉

租税特別措置法の条項
平成28年旧措置法 第 42 条 の12の2 第 1 項 第　　号

○　「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

(1)　「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。

(2)　「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。

(3)　「整理番号」欄は、別表一(一)等の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。

（参考）　別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」（前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考１）　『申告のお知らせイメージ』」参照)。）をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

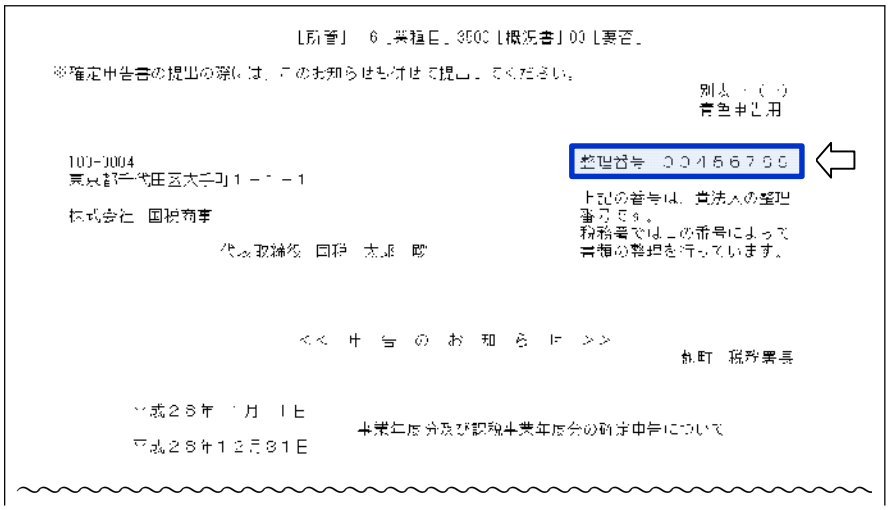

(4)　「業種番号」欄は、P12の「３　事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

（参考）　P12の「３　事業種目・業種番号一覧表」は、別表一(一)等の「業種目」欄に印字された数字の上２桁を事業種目別の一覧にしたものです。

(5)　次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。

①　□の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、１枠内に１文字を右詰めで記載してください。

なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。

②　「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。

（注）　外国法人は、平成28年４月１日以後に開始する事業年度以降は別表一の三を使用する必要がありますが、その際、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、同表の「１」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。

③　「法人番号」欄は、平成28年１月１日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。

(6)　記載を了した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。

(7)　ＯＣＲ入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

2　e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、Ｐ16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈入力例〉

別表一(一)次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)……中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一(一)の入力画面】

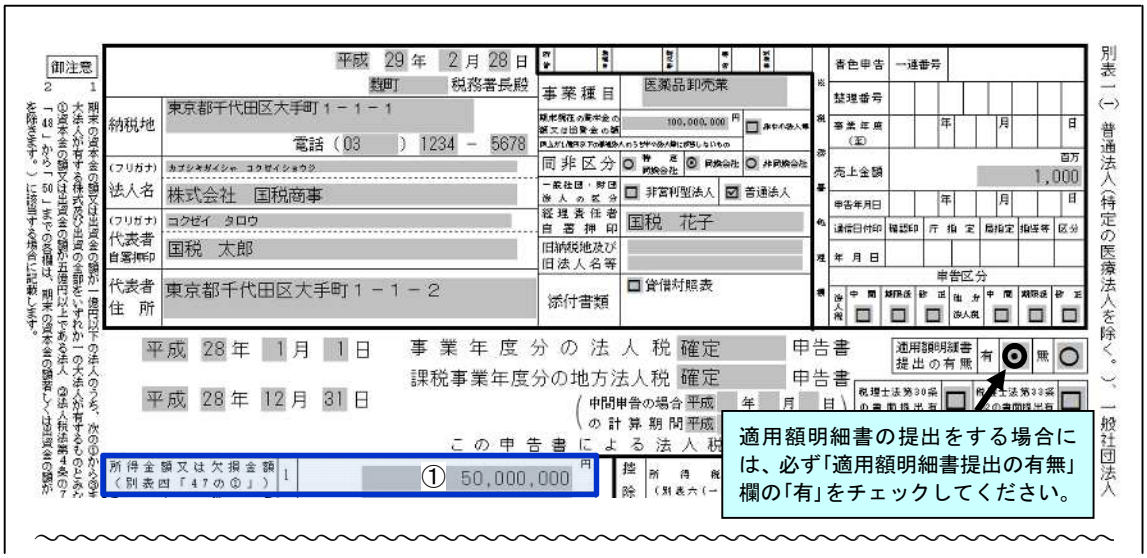

【別表一(一)次葉の入力画面】

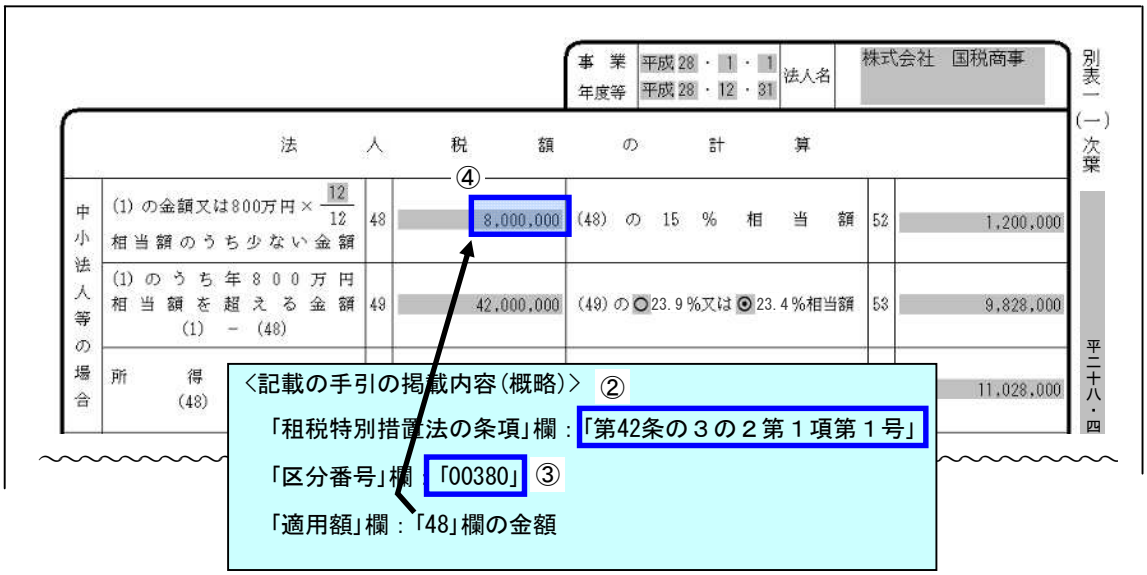

【別表十六(七)の入力画面】

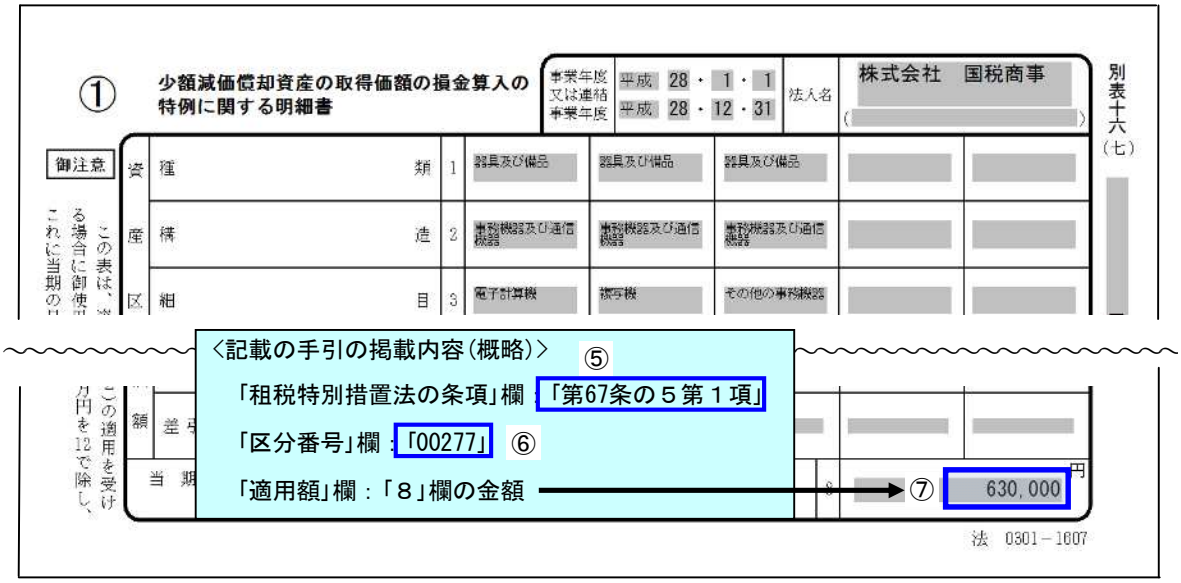

〈記載の手引の掲載内容(概略)〉 ⑤

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の５第１項」

「区分番号」欄：「00277」 ⑥

「適用額」欄：「８」欄の金額

【適用額明細書の入力画面】

(参考)　区分番号「00440」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成28年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に入力してください。

〈記載例〉

租税特別措置法の条項
平成28年旧措置法 第 42 条 の12の2 第 1 項 第　　号

○　「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

(1)　「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。

(2)　「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。

(3)　「業種番号」欄は、P12の「３　事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)。

（参考１）　P12の「３　事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上２桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

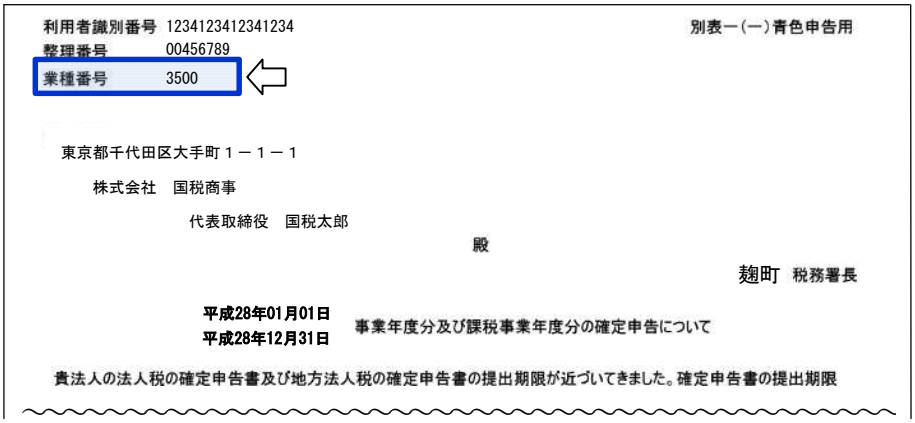

（参考２）

「帳票ヘルプ」画面遷移図

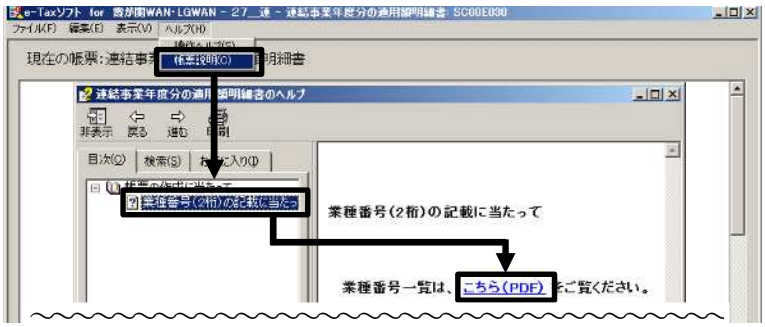

(4)　外国法人は、平成28年４月１日以後に開始する事業年度以降は別表一の三を使用する必要がありますが、その際、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、同表の「１」欄及び「12」欄の合計額を入力してください。

３ 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号
食料品製造業	水産食料品	01
	調味料	
	精穀、製粉	
	砂糖	
	菓子	
	パン類	
	清涼飲料	
	酒類	
	畜産食料品	
	その他の食料品	
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02
	紡績	
	ねん糸	
織物業	綿・スフ織物	03
	絹・人絹織物	
	毛織物	
	その他の織物	
ニット製造業	ニット	04
染色整理業	染色整理	05
その他の繊維工業		06
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07
	婦人、子供服	
	ワイシャツ、下着	
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服	
	その他の繊維製品	
木材、木製品製造業	製材	08
	木製容器	
	その他の木製品	
家具、装備品製造業	家具	09
	建具	
	その他の家具・装備品	
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10
	紙製容器	
	その他のパルプ・紙製品	
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11
	印刷	
	製版、製本、その他の印刷物加工	
化学工業	化学肥料	12
	有機化学工業製品	
	化学繊維	
	油脂加工品、石けん、塗料等	
	医薬品	
	その他の化学工業	
石油製品製造業	石油精製	13
	その他の石油製品	
石炭製品製造業	石炭製品	14
ゴム製品製造業	ゴム製品	15

事業種目		業種番号
皮革・同製品製造業	皮革製品	16
窯業、土石製品、製造業	ガラス・同製品	17
	セメント・同製品	
	建設用粘土製品、耐火物	
	陶磁器・同関連製品	
	その他の窯業・土石製品	
鉄鋼業	鉄鋼	18
	銑鉄鋳物	
非鉄金属製造業	非鉄金属	19
金属製品製造業	構築用金属製品	20
	金属打抜き・プレス加工	
	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	
	くぎ、ボルト、ナット、線材製品	
	その他の金属製品	
機械製造業	金属加工機械	21
	繊維機械	
	農業用機械	
	建設機械	
	産業用機械	
	事務用・サービス用・民生用機械器具	
	その他の機械	
産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22
	電子機器	
民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23
通信機械器具製造業	通信機械器具	24
輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25
	鉄道車両	
	自転車・オートバイ	
	船舶	
	その他の輸送用機械器具	
理化学機械器具等製造業	計量器、医療器械、理化学機械等	26
光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27
時計・同部品製造業	時計・同部品	28
その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29
	事務用品	
	貴金属製品	
	楽器、レコード	
	装身具、装飾品	
	プラスチック製品	
	その他の製造	
飲食料品卸売業	米穀類	31
	野菜、果物	
	食肉	
	生鮮魚介そう	
	その他の農水畜産物	
	酒類	
	乾物	

事業種目		業種番号
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31
	その他の飲食料品	
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品	32
	呉服、太物	
	その他の織物	
	洋服類	
	寝具類	
	靴、履物	
	かばん、袋物	
	下着類	
	小間物	
	洋品雑貨、その他の繊維品	
建築材料卸売業	木材、竹材	33
	セメント	
	板ガラス	
	その他の建築材料	
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34
	荒物	
	陶磁器・ガラス器	
	その他のじゅう器	
医薬品、化粧品、卸売業	医薬品	35
	化粧品	
機械器具卸売業	一般機械器具	36
	自動車・同部品	
	輸送用機械器具	
	精密機械器具	
	電気・通信機械器具	
鉱物、金属材料、卸売業	石炭	37
	石油	
	鉱物	
	鉄鋼	
	非鉄金属	
貿易業	貿易	38
	輸出	
	輸入	
その他の卸売業	紙、紙製品	39
	再生資源	
	家庭用金物	
	建築用金物	
	薪炭類	
	肥料	
	文房具	
	がん具、娯楽用品	
	貴金属製品、宝石	
	その他の卸売	
飲食料品小売業	各種食料品	41
	酒	
	食肉	

事業種目		業種番号
飲食料品小売業	鮮魚	41
	野菜、果物	
	菓子、パン類	
	米穀類	
	料理品	
	その他飲食料品	
織物小売業	呉服	42
	洋服地	
衣服、身の回り品小売業	寝具類	43
	男子既製服	
	男子注文服	
	婦人・子供服	
	靴	
	履物	
	洋品雑貨	
	小間物	
	その他の衣服・身の回り品	
家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具	44
	金物	
	荒物	
	陶磁器、ガラス器	
	家庭用電気機械器具	
	その他のじゅう器	
医薬品、化粧品、小売業	医薬品	45
	化粧品	
百貨店	百貨店	46
	各種商品小売	
趣味、娯楽用品等小売業	スポーツ用品	47
	がん具、娯楽用品	
	楽器、レコード	
	貴金属製品、宝石	
	その他の趣味・娯楽用品等	
その他の小売業	燃料	49
	書籍、雑誌	
	文房具、紙	
	中古品	
	農機具	
	写真機、写真材料	
	時計、眼鏡	
	自動車、自転車	
	土産物	
	その他の小売	
総合建設業	一般土木建築工事	51
	土木工事	
	建築工事	
	木造建築工事	
職別建設業	職別土木建築工事	52
	電気・通信工事	

事業種目		業種番号
職別建設業	管工事	52
	その他の設備工事	
鉄道業	鉄道	61
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62
	ハイヤー、タクシー	
道路貨物運送業	貨物自動車	63
	その他の道路貨物運送	
水運業	水運	64
倉庫業	倉庫	65
放送・電信・電話業	放送	66
	電信・電話	
電気供給業	電気供給	67
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69
	運輸附帯サービス	
	水道	
対個人サービス業	洗濯	71
	洗い張り、染物	
	写真	
	理髪	
	美容	
	浴場	
	ソープランド	
	駐車場	
	保育所、老人ホーム	
	その他の対個人サービス	
対事業所サービス業	広告	72
	物品賃貸	
	情報サービス、興信所	
	その他の対事業所サービス	
映画業	映画館	73
	映画サービス	
娯楽業	パチンコ	74
	ゴルフ場	
	運動施設	
	その他の娯楽	
その他のサービス業	土木建築サービス	75
	医療保健	
	医療関連サービス	
	廃棄物処理	
	その他のサービス	
自動車修理業	自動車修理	76
その他の修理業	機械修理	77
	電気機械修理	
	その他の修理	

事業種目		業種番号
料理・飲食店業	料亭	78
	日本料理	
	大衆酒場、小料理	
	外国料理	
	すし	
	そば、うどん	
	バー	
	キャバレー	
	喫茶	
	その他の飲食	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
	ラブホテル、モーテル	
	ホテル、普通旅館	
	その他の旅館	
農林業	農業	81
	林業	
漁業、水産養殖業	漁業	82
金属鉱業		83
石炭鉱業		84
原油・天然ガス鉱業		85
非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	その他の非金属鉱業	
銀行・信託業	銀行	87
	信用金庫	
	信用組合	
	農業協同組合	
	漁業協同組合	
	その他の銀行・信託	
その他の金融業	質屋	88
	貸金	
	その他の金融	
証券、商品取引業	証券、商品取引	89
保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
不動産業	建売、土地売買	91
	不動産代理仲介	
	その他の不動産	
その他の産業	教育	99
	分類不能	

４　租特透明化法施行規則に掲げる表（以下「適用額明細書コード表」といいます。）の「租税特別措置法の条項」欄について

税制改正により、「法人税関係特別措置」について、租税特別措置法の条項番号が改正された場合であっても、その「法人税関係特別措置」の区分番号に変更がないときは、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法（以下「新措置法」といいます。）の条項番号のみを掲載することとされています（※参照）。

適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正前の租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）の条項番号は掲載されていませんが、旧措置法の条項により「法人税関係特別措置」の適用を受けようとする場合であっても、適用額明細書の提出は必要ですのでご注意ください。この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、新措置法の条項番号を記載してください。

（注）　従来、「法人税関係特別措置」の租税特別措置法の条項番号が改正された場合の「租税特別措置法の条項」欄については、改正前後の租税特別措置法の条項番号が併記されていましたが、平成27年度税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、新措置法の条項番号のみを掲載することとされました。

ただし、①廃止された法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号及び②経過措置として「なおその効力を有する」と規定されている法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号については、引き続き掲載されています。

※　【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

○　区分番号「00287」（措置名：エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却）

〈平成28年度税制改正の内容〉

旧措置法の条項：「第42条の５第１項第１号<u>ニ</u>」

新措置法の条項：「第42条の５第１項第２号」

従来の掲載

租税特別措置法の条項	区分番号
第42条の５第１項第２号<u>又は平成28年旧措置法第42条の５第１項第１号ニ</u>（償却費）	00287

平成28年度の掲載

租税特別措置法の条項	区分番号
第42条の５第１項第２号（償却費）	00287

Ⅲ　適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

事　業	・　・	法人名	

別表一(一)次葉
「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法　人　税　額　の　計　算

中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15％相当額	52	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(48)	49	000	(49)の23.9％又は23.4％相当額	53	
	所得金額 (48)＋(49)	50	000	法人税額 (52)＋(53)	54	
その他の法人	所得金額 (1)	51	000	法人税額 ((51)の23.9％又は23.4％相当額)	55	

「48」欄

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の３の２第１項第１号」※１又は「第42条の３の２第１項第２号」※２

② 「区分番号」欄：「00380」※１又は「00381」※２

③ 「適用額」欄：「48」欄の金額（円単位）

（注）１ **適用額は、年800万円が上限となります。**

２ **別表一(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

※１　第42条の３の２第１項第１号（区分番号：「00380」）

普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等

※２　第42条の３の２第１項第２号（区分番号：「00381」）

一般社団法人（非営利型法人に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に限る。）、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合

人税額の計算	申告前の	課税留保金額	62		法人税額の計算	申告前の	課税標準法人税額 (68)＋(69)	70	000
		法人税額	63				確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外			中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)－(63))若しくは((15)＋(64))又は((64)－(27))		65	外 00			欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額((42)－(71))若しくは((42)＋(72)＋(73))又は(((72)－(43))＋((73)－(43の外書)))		74	00
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

法　0301－0101－次

別表一(二)次葉
「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

別表一(二)次葉　平二十八・四・一以後終了事業年度等分

法人税額の計算

特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 800万円 × 12/12	35	000	(35)の15%相当額	42	
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 99,200万円 × 12/12	36	000	(36)の19%相当額	43	
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×12/12	37	000	(37)の22%相当額	44	
	所得金額 (35)＋(36)＋(37)	38	000	法人税額 (42)＋(43)＋(44)	45	
上記以外の場合	(1)の金額又は800万×12/12相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(39)	40	000	(40)の19%相当額	47	
	所得 (39)＋(					
課税標準法 (27)						
法人税額の計算	この申告前の 所得金額又					
	課税土地譲渡利益金額	52		方法人税の申告 確定地方法人税額	59	
	法人					
	還付					00
	この申告により納又は減少する(⑪－(53))若し又は((54)－(22))					
	この申告前の 欠損金又は の当期控除額	56				
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57				

「35」欄

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の３の２第２項」
② 「区分番号」欄：「00384」
③ 「適用額」欄：「35」欄の金額(円単位)

(注)１　**適用額は、年800万円が上限となります。**
２　**別表一(二)「１」欄が「０」又はマイナスの場合、適用額明細書記載しないでください。**

※　法人税法第２条第７号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第１項第１号から第３号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「39」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の３の２第１項第３号」
② 「区分番号」欄：「00382」
③ 「適用額」欄：「39」欄の金額(円単位)

(注)１　**適用額は、年800万円が上限となります。**
２　**別表一(二)「１」欄が「０」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

法　0301－0102－次

別表一(三)次葉
「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度等	・　・ ・　・	法人名	

法人税額の計算

(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の19%相当額	43	
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(40)	41	000	(41)の19%相当額	44	
所得金額 (40)＋(41)	42	000	法人税額 (43)＋(44)	45	

地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (30)	46	000	(46)の4.4%相当額	47	

法人税額の計算

この申告前の	所得金額又は欠					
	課税土地譲渡利					
	法人税額	50		法人税額 この申告前	中間還付額	57
	還付		外			
この申告により納 又は減少する (⑬－(50))若し (51)－(25))						00
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	53				
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	54				

「40」欄

特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の３の２第１項第４号」
② 「区分番号」欄：「00383」
③ 「適用額」欄：「40」欄の金額(円単位)

(注)１ **適用額は、年800万円が上限となります。**
２ **別表一(三)「１」欄が「０」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

「42」欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の２第１項」
② 「区分番号」欄：「00395」
③ 「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)

(注) **別表一(三)「１」欄が「０」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

法　0301－0103－次

別表一の三次葉
「44」又は「57」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度等		法人名	

法人税額の計算

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円×12/相当額のうち少ない金額	44	円 000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円×12/相当額のうち少ない金額	57	円 000
			(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(44)	45	000				(12)のうち年800万円相当額を超える金額 (12)－(57)	58	000
			所得金額 (44)＋(45)	46	000				所得金額 (57)＋(58)	59	000
		その他の法人場合	所得金額 (1)	47	000			その他の法人場合	所得金額 (12)	60	000
			(44)の15％相当額	48					(57)の15％相当額	61	
			(45)の23.4％相当額	49					(58)の23.4％相当額	62	
			法人税額 (48)＋(49)	50					法人税額 (61)＋(62)	63	
	計算		法人税額から控除した金額 (7)	55			計算		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった税額 (65)－(66)	67	
			恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (54)－(55)	56							

「44」欄及び「57」欄

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の３の２第１項第１号」
② 「区分番号」欄：「00380」
③ 「適用額」欄：「44」欄及び「57」欄の金額の合計（円単位）

（注）１ **適用額は、「44」欄及び「57」欄それぞれ年800万円が上限となります。**
２ **別表一の三「１」欄が「０」又はマイナス、かつ、「12」欄が「０」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。**

この申告が修正申告である場合の計算

恒久的施設帰属所得に係る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	68	円	その他の国内源泉所得に係る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	71	円
	この申告前の欠損金又は災害損失金の当期控除額	69			この申告前の欠損金又は災害損失金の当期控除額	72	
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	70			この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	73	
この申告前の法人税額		74		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((29)－(74)) 若しくは ((29)＋(75)) 又は ((75)－(33))		76	外 00
この申告前の還付金額		75	外				

地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (35)	77	円 000	(77)の4.4％相当額	78	円

この申告が修正申告である場合の計算

この申告前の課税標準法人税額	79	円 000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82	円
この申告前の確定地方法人税額	80		この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)－(80)) 若しくは ((40)＋(81)＋(82)) 又は (((81)－(41))＋((82)－(41の外書)))	83	00
この申告前の中間還付額	81				

法　0301－0100－03－次

別表一の三次葉　平二十八・四・一以後開始事業年度等分

別表六(六)
「15」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(六)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、租税特別措置法第42条の4第2項(中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)。

試験研究費の総額	試験研究費の額	1	円
	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3	
試験研究費の総額に係る税額控除限度額の計算	(5)	6	
	試験研究費の総額に係る税額控除割合 (6)≧10%の場合	7	0.1
	試験研究費の総額に係る税額控除割合 (6)<10%の場合 (6)×0.2＋8/100 (小数点以下3位未満切捨て)	8	
	税額控除限度額 ((4)×(7))又は((4)×(8))	9	
中小企業者等の試験研究費に係る税額控除	中小企業者等税額控除限度額 (4)×12/100	10	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	11	
	当期税額基準額 (11)×25/100	12	
	当期税額控除可能額 (((9)又は(10))と(12)のうち少ない金額)	13	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の①」)	14	
	当期税額控除額 (13)－(14)	15	

特別試験研究費に係る税額控除額	特別試験研究費の額 (28の計)	16	円
	試験研究費の総額に係る税額控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額 (3)	17	
	特別試験研究費の額 (16)－(17)	18	
	税額控除割合が30%である特別試験研究費の額 ((18)と(29)のうち少ない金額)	19	
	特別研究税額控除限度額 (19)×30/100＋((18)－(19))×20/100	20	
		21	
		22	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の②」)	23	
	当期税額控除額 (22)－(23)	24	
法人税額の特別控除額	(15)＋(24)	25	

特別試験研究費の額の明細

措法第42条の4第3項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
26		28
第1号・第		円
第1号・第		
第1号・第		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
計		
同上のうち(26)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	29	

「15」欄

試験研究費の総額に係る税額控除(試験研究費の額に試験研究費割合(8～10%)に応じた税額控除)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」
② 「区分番号」欄：「00563」
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

「15」欄

中小企業技術基盤強化税制(試験研究費の額の12%相当額の税額控除)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第2項」
② 「区分番号」欄：「00564」
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

「24」欄

特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第3項」
② 「区分番号」欄：「00565」
③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

法　0301－0606

別表六(七)
「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(七)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額		1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額	平均売上金額 (別表六(八)「5」)	12	円
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		2			平均売上金額の10%相当額 (12)×$\frac{10}{100}$	13	
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額 (別表六(八)「10」)	3			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)－(13)	14	
	基準試験研究費の額 (別表六(八)「11」)	4			試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
	増加試験研究費の額 (1)－(3) ((1)≦(4)の場合は0)	5			超過税額控除割合 ((15)－$\frac{10}{100}$)×0.2	16	
	増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (14)×(16)	17	円
	試験研究費の増加割合に係る税額控除額 (6)≧30%の場合	7					
	試験研究費の増加割合に係る税額控除額 (6)＜30%の場合 (6)	8			((17)と(18)のうち少ない金額)	19	
除	当期税額基準額 (2)×$\frac{10}{100}$	10	円		控除可能額 又は(19)の金額)	20	
	当期税額控除可能額 ((9)と(10)のうち少ない金額)	11			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の③」)	21	
					法人税額の特別控除額 (20)－(21)	22	

「22」欄
平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項第2号」
② 「区分番号」欄：「00012」
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

「22」欄
試験研究費の増加額に係る税額控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項第1号」
② 「区分番号」欄：「00486」
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

御注意
「比較試験研究費の額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合6」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額9」には、「(5)×(7)」として計算した金額を記載してください。

法　0301－0607

別表六(九)
「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(九)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の５第１項各号の該当号 (旧措法第42条の５第１項各号の該当号)		1	第　　号	第　　号	第　　号	第　　号	第　　号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額又は製作価額		8	円	円	円	円	円

「17」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の５第２項」
② 「区分番号」欄：「00296」
③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額 ((10)の合計)	11		前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (14)－(15)	18	円
	税額控除限度額 (11)×$\frac{7}{100}$	12			繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額 (13)×$\frac{20}{100}$	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「７の④」)	21	
	当期税額控除可能額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額 (20)－(21)	22	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「７の⑤」)	16					
	当期税額控除額 (15)－(16)	17		法人税額の特別控除額 (17)＋(22)		23	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (24)－(25)
平・・ 平・・			
平・・ 平・・			円
計			
当期分	(12)	(15)	外
合計			

「22」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の５第３項」
② 「区分番号」欄：「00297」
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

機械設備等の概要

御注意
1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)。
2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

法　0301－0609

別表六(十)
「16」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(十)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意
1　御注意ください。資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等（特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。）については、この制度の適用がありませんので、
2　御注意ください。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分		1	第　・　号 特定生産性向上設備等	第　・　号 特定生産性向上設備等	第　・　号 特定生産性向上設備等	第　・　号 特定生産性向上設備等	第　・　号 特定生産性向上設備等
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	機械装置等の名称	4					
	取得年月日	5					
	指定事業の用に供した年月日	6					
取得	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円

「22」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（特定生産性向上設備等の場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の６第４項」
② 「区分番号」欄：「00492」
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

「16」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（特定生産性向上設備等以外のものの場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の６第３項」
② 「区分番号」欄：「00043」
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

額の計算

当期分	特定生産性向上設備等以外のもの	税額控除限度額 (10)×7/100	11		期分	特定生産性向上設備等	調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の⑧」）	21	
		調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別紙一(三)「2」又は別表一の(三)「2」若しくは「13」）	12				当期税額控除額 (20)－(21)	22	
		当期税額基準額 (12)×20/100	13		前期繰越分		差引当期税額基準額残額 (13)－(14)－(20)	23	
		当期税額控除可能額（(11)と(13)のうち少ない金額）	14				繰越税額控除限度超過額（29の計）	24	
		調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の⑦」）	15				同上のうち当期繰越税額控除可能額（(23)と(24)のうち少ない金額）	25	
		当期税額控除額 (14)－(15)	16				調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の⑥」）	26	
	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額（(9)のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額）	17				当期繰越税額控除額 (25)－(26)	27	
		税額控除限度額 (17)×7又は10/100	18		法人税額の特別控除額 (16)＋(22)＋(27)			28	
		当期税額基準額残額 (13)－(14)	19						

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は当期控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (29)－(30)
平・・ 平・・	①			
平・・ 平・・	②			円
計				
当期分	生産性以外	(17)	(19)	外
	生産性	(18)	(20)	外
当期分計				
合計				

「27」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の６第５項」
② 「区分番号」欄：「00044」
③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

機械装置等の概要

法　0301－0610

別表六(十一)
「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(十一)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号		1	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (15)－(16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20	
	税額控除限度額 $((11)-(12))\times\frac{15}{100}+(12)\times\frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑨」)	22	
	当期税額基準額 $(14)\times\frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額 (21)－(22)	23	
	当期税額控除可能額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16					
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑩」)	17			法人税額の特別控除額 (18)＋(23)	24	
	当期税額控除額 (16)－(17)	18					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25)－(26)
	25	26	27
平・・ 平・・	円	円	
平・・ 平・・			外　円
平・・ 平・・			外
平・・ 平・・			外
平・・ 平・・			外
平・・ 平・・			外
平・・ 平・・			外
平・・ 平・・			外
計		(21)	
当期分	(13)	(16)	外
合計			

機械設備等の概要

P25参照

法　0301－0611

別表六(十一)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第１号」）	第42条の９第１項第１号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第２号」）	第42条の９第１項第２号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第３号」）	第42条の９第１項第３号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第４号」）	第42条の９第１項第４号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （１欄が「第５号」）	第42条の９第１項第５号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第42条の９第２項(同条第１項第１号から第５号まで)」、「平成26年旧措置法第42条の９第２項(同条第１項第１号から第５号まで)」又は「平成24年旧措置法第42条の９第２項(同条第１項第１号から第５号まで)」	00411	「23」欄の金額

別表六(十三)
「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(十三)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称		1					
措法第42条の10第1項各号の該当号		2	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
特定事業の内容		3					
資産区分	種類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細目	6					
	取得年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	特定事業の用に供した年月日	8	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円

「19」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第２項」
② 「区分番号」欄：「00507」
③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

額の計算

当期分				税額基準額残額 (16)－(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13		当期繰越分 繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
	税額控除限度額 ((12)－(13))×15/100＋(13)×8/100	14		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	15		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑪」)	23	
	当期税額基準額 (15)×20/100	16		当期繰越税額控除額 (22)－(23)	24	
	当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)	17				
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑫」)	18		法人税額の特別控除額 (19)又は((19)＋(24))	25	
	当期税額控除額 (17)－(18)	19				

繰越税額控除限度超過額の内訳

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額	当期控除可能額
	26	2
平・・ 平・・		
平・・ 平・・		
計		

「24」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第42条の10第３項」
② 「区分番号」欄：「00508」
③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

機

法　0301－0613

別表六(十四)
「23」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(十四)
平二十八・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

国際戦略総合特別区域の名称		1					
措法第42条の11第１項各号の該当号		2	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
特定国際戦略事業の内容		3					
資産区分	種類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細目	6					
	取得年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	特定国際戦略事業の用	8	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得					円	円
	法人税積						
	差引						

「23」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第２項」
② 「区分番号」欄：「00301」
③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

法人税額の特別控除額の計算

当期分	(11)のうち(7)が平成28年４月１日前であるものに係る額の合計額	12	円	当期分	当期税額控除可能額((18)と(20)のうち少ない金額)	21	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十三)「7の⑭」)	22	
	(11)のうち(7)が平成28年４月１日以後であるものに係る額の合計額	14			当期税額控除額 (21)－(22)	23	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15		前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (20)－(21)	24	
	税額控除限度額の計算 ((12)－(13))×$\frac{15}{100}$＋(13)×$\frac{8}{100}$	16			繰越税額控除限度超過額(30の計)	25	
	((14)－(15))×$\frac{12}{100}$＋(15)×$\frac{6}{100}$	17			同上のうち当期繰越税額控除可能額((24)と(25)のうち少ない金額)	26	
	税額控除限度額 (16)＋(17)	18			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十三)「7の⑬」	27	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	19			当期繰越税額控除額 (26)－(27)	28	
	当期税額基準額 (19)×$\frac{20}{100}$	20			法人税額の特別控除額 (23)又は((23)＋(28))	29	

繰越税額控除限度超過額の内訳

事業年度又は連結事業年度		
平・・ 平・・		
平・・ 平・・		
計		(26)

「28」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第42条の11第３項」
② 「区分番号」欄：「00302」
③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

機械設備等の概要

法　0301－0614

別表六(十五)
「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(十五)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日		1	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
計画の区分及び事業実施地域		2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分	種類	3					
	構造又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
	事業の用に供した年月日	7	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
取得価額	取得価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					

法人税額の特別控除額の計算

拡充型計画の場合	取得価額の合計額((10)のうち拡充型計画に係る額の合計額)	11	円	税額控除限度額 (13)＋(14)＋(17)＋(18)	19	円
	同上のうち(1)が措法第42条の11の２第２項第１号に掲げる期間内であるものに係る額	12		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」)	20	
	控除対象額 特定期間分 (12)×$\frac{4}{100}$	13		当期税額基準額		
	控除対象額 特定期間以外の期間分 ((11)－(12))×$\frac{2}{100}$	14				
移転型計画の場合	取得価額の合計額((10)のうち移転型計画に係る額の合計額)	15				
	同上のうち(1)が措法第42条の11の２第２項第１号に掲げる期間内であるものに係る額	16		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑮」)	23	
	控除対象額 特定期間分 (16)×$\frac{7}{100}$	17				
	控除対象額 特定期間以外の期間分 ((15)－(16))×$\frac{4}{100}$	18		法人税額の特別控除額 (22)－(23)	24	

「24」欄

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の２第２項」
② 「区分番号」欄：「00570」
③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

建物等の概要

法　0301－0615

別表六(十六)
「16」、「24」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(十六)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

基準雇用者数 (別表六(十六)付表「4の①」) (マイナスの場合は0)		人	調整基準雇用者数		人
基準雇用者割合 (1) (別表六(十六)付表「2の①」－「3の①」)					
給与等支給額 (別表六(十六)付表「7」)					
比較給与等支給額 (別表六(十六)付表「15」)					
特定地域基準雇用者数の計算 当期の終了の日において勤務する特定地域新規雇用者数					
同上のうち特定業務施設に係る特定地域新規雇用者数					
みなし基準雇用者数 (別表六(十六)付表「4」の②－「4の③」)	7		計算	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑯」)	15
特定地域基準雇用者数 (((5)－(6))と(7)のうち少ない数) (マイナスの場合は0)	8			当期税額控除額 (14)－(15)	16

「16」欄

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)※1又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別控除(特定地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)※2を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第42条の12の2第1項」※1又は「第42条の12第1項」※2
② 「区分番号」欄：「00440」※1又は「00588」※2
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※1　平成28年旧措置法第42条の12の2第1項(区分番号:「00440」)
　　平成28年4月1日前に開始した事業年度
※2　第42条の12第1項(区分番号:「00588」)
　　平成28年4月1日以後に開始する事業年度

認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項					
認定年月日	平　・　・		事業実施地域		
地方事業所税額控除限度額に係る計算			地方事業所特別税額控除限度額に係る計算		
計画の区分	拡充型・移転型		基準年度	平　・　・ 平　・　・	
地方事業所基準雇用者数 (別表六(十六)付表「5」) (マイナスの場合は0)					
当期税額の計算 控除対象地方事業所雇用者数 ((1)と(17)のうち少ない数)			雇用者数の基準年度	平　・　・ 平　・　・	28
地方事業所税額 (20万円又は50万円)×(18) ((3)＜(4)の場合は0)	19				29
地方事業所税額基準額 ((19)と(21)のうち少ない金額)					30 円
					31
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑰」)	23		当期税額控除可能額 ((30)と(31)のうち少ない金額)		32
当期税額控除額 (22)－(23)	24		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑱」)		33
			当期税額控除額 (32)－(33)		34
法人税額の特別控除額 (16)＋(24)＋(34)					35

「34」欄

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第3項」
② 「区分番号」欄：「00572」
③ 「適用額」欄：「34」欄の金額

「24」欄

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」
② 「区分番号」欄：「00571」
③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

法 0301－0616

別表六(十七)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(十七)
平二十八・四・二十以後終了事業年度分

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1	円	住民税額控除	住民税額控除額の計算の基礎となる税額の計算	調整前法人税額 (6)	11	円
税額控除基準額 (1)×20/100	2				法人税額調整加算額 ((別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)＋別表六(二十四)「31」)	12	
差引税額控除基準額残額 (2)－(18)	3				法人税額調整減算 中小企業者等以外の法人 ((別表六(九)「15」＋「20」)＋(別表六(十)「14」＋「20」＋「25」)＋(別表六(十一)「16」＋「21」)＋別表六(十二)「4」＋(別表六(十八)「14」＋「19」)＋(別表六(二十一)「20」＋「25」)＋別表六(二十二)「10」)	13	
特定寄附金基準額 (1)×10/100	4				中小企業者等 ((別表六(六)「13」＋「22」)＋別表六(七)「20」＋(別表六(九)「15」＋「20」)＋(別表六(十)「14」＋「20」＋「25」)＋(別表六(十一)「16」＋「21」)＋別表六(十二)「4」＋別表六(十五)「22」＋(別表六(十六)「14」＋「22」＋「32」)＋(別表六(十八)「14」＋「19」)＋別表六(九)「13」＋別表六(二十)「19」表六(二十一)「20」＋「25」)＋六(二十二)「10」)	14	
税額控除限度額 ((3)と(4)のうち少ない金額)	5				計 ＋(12)－((13)又は(14))	15	
調 法人税額							
当期税額控除可能額 ((5)と(7)のうち少ない金額)	8		の計算		控除対象個別帰属調整額等	16	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑲」)	9				住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15)－(16) ((12)＞((15)－(16))の場合は(12))	17	
法人税額の特別控除額 (8)－(9)	10			算	住民税額控除額 (17)×2.58又は1.4/100	18	

「10」欄

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の２第１項」
② 「区分番号」欄：「00589」
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

特定寄附金に関する明細

寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額 19
平　・　・			円
平　・　・			
平　・　・			
計			

法　0301－0617

別表六(十八)
「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(十八)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意　資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます。）はこの制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（中小企業等協同組合等を除きます。）であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		1					
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	設備の名称	4					
	取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	指定事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 (7)－(8)	9					

法人税額の特別控除額の計算

「16」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の３第２項」
② 「区分番号」欄：「00448」
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

期分	若しくは「13」)			繰越分	額基準額残額)－(14)	17 円
	当期税額基準額 (12)×20/100	13			除限度超過額 3の計)	18
	当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14			繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉑」)	15			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑳」)	20
	当期税額控除額 (14)－(15)	16			当期繰越税額控除額 (19)－(20)	21
					法人税額の特別控除額 (16)＋(21)	22

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (23)－(24)
		24	25
平・・ 平・・			
平・・ 平・・			
計			
当期分	(11)	(14)	外
合計			

「21」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の３第３項」
② 「区分番号」欄：「00449」
③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

設備の概要

法　0301－0618

別表六(十九)
「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調査前雇用者給与等支給増加額の計算	雇用者給与等支給額	1	円	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 (9)×10/100 ((1)<(5)の場合又は(6)≦(7)の場合は0)	10	円
	基準雇用者給与等支給額 (19)	2			調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別紙一の三「2」若しくは「13」)	11	
	調整前雇用者給与等支給増加額 (1)－(2) (マイナスの場合は0)	3			当期税額基準額 (11)×10又は20/100	12	
増加促進割合 (3)/(2)		4			当期税額控除可能額 ((10)と(12)のうち少ない金額)	13	
比較雇用者給与等支給額 (23)		5	円		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉒」)	14	
平均給与等支給額 (29の①)		6			法人税額の特別控除額 (13)－(14)	15	
比較平均給与等支給額 (29の②)		7					
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(十九)付表「7」)		8					
雇用者給与等支給増加額 (3)－(8) (マイナスの場合は0)		9					

基準雇用者給与等支給額の計算

基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (16)の基準事業年度又は基準連結事業年度等の月数	基準雇用者給与等支給額 (17)×(18)
16		18	19
平　・　・ 平　・　・			

比較雇用

前事業年度又は前連結事業年度			
20	21	22	23
平　・　・ 平　・　・	円	――	円

「15」欄

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の４第１項」
② 「区分番号」欄：「00450」
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

		平均給与等支給額の計算	比較平均給与等支給額の計算
		適用年度	前事業年度又は前連結事業年度
		①	②
雇用者給与等支給額	24	(1) 円	(21) 円
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	25		
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	26		
継続雇用者給与等支給額 (25)－(26)	27		
月別支給対象者の合計数	28	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 (27)/(28)	29	円	円

別表六(十九)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

法　0301－0619

別表六(二十)
「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(二十) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業種目		1					
資産区分	種類	2					
	構造、設備の種類又は区分	3					
	細目	4					
	取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 (7)－(8)	9					

法人税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 ((9)の合計)	10	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若	17	円
同上のうち建物及び構築物に係る額	11				
(10)のうち(6)が特定期間内であるものに係る額	12				
同上のうち建物及び構築物に係る額	13		((10)と(18)のうち少ない金額)		
税額控除限度額の計算 特外定の期間以分 $((⑩-⑪)-(⑫-⑬))\times\frac{4}{100}+(⑪-⑬)\times\frac{2}{100}$	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉓」)	20	
税額控除限度額の計算 特定期間分 $(⑫-⑬)\times\frac{5}{100}+⑬\times\frac{3}{100}$	15				
税額控除限度額 (14)＋(15)	16		法人税額の特別控除額 (19)－(20)	21	

「21」欄

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の５第７項」又は「第42条の12の５第７項及び第８項」
② 「区分番号」欄：「00517」
③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

機械設備等の概要

法　0301－0620

別表八(一)
「12」若しくは「25」欄に記載がある場合、又は「38」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表八(一)
平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意
21 「28」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めま
租税特別措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「38」欄には「特定株式投信」と記載し、「39」及び「40」の各欄は記載する必要はありません。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合		
完全子法人株式等に係る受取配当等の額(31の計)	1	円		完全子法人株式等に係る受取配当等の額(31の計)	14	円
関連法人株式等 受取配当等の額(34の計)	2			関連法人株式等 受取配当等の額(34の計)	15	
負債利子等の額の計算 当期に支払う負債利子等の額	3			負債利子等の額の計算 当期に支払う負債利子等の額	16	
連結法人に支払う負債利子等の額	4			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「30」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	17	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「30」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	5			超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	18	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	6			計 (16)－(17)＋(18)	19	
計 (3)－(4)－(5)＋(6)	7			平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	20	
総資産価額(29の計)	8			同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	21	
期末関連法人株式等の帳簿価額(30の計)	9			負債利子控除割合 (21)/(20)(小数点以下3位未満切捨て)	22	
受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7)×(9)/(8)	10			受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19)×(22)	23	円
その他株式等に係る受取配当等の額(37の計)	11			その他株式等に係る受取配当等の額(37の計)	24	
非支配目的株式等に係る受取配当等の額(43の計)	12			非支配目的株式等に係る受取配当等の額(43の計)	25	
受取配当等の益金不算入額 (1)＋((2)－(10))＋(11)×50%＋(12)×(20%又は40%)	13			受取配当等の益金不算入額 (14)＋((15)－(23))＋(24)×50%＋(25)×(20%又は40%)	26	

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (27)－(28)	期末関連法人株式等の帳簿価額
	27	28	29	30
	円	円	円	円

の明細

子法人株式等	法人名	本店の所在地	間	受取配当等の額
				31
			： ：	円
			： ：	

関連法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額	不算入の対象となる金額 (32)－(33)
				34
				円

その他株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額	される金額	不算入の対象となる金額 (35)－(36)
			35	36	37
			円	円	円
		計			

非支配目的株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地	基準日	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (41)－(42)
		38	39	40	41	42	43
			・ ・		円	円	円
			・ ・				
	計						

「12」又は「25」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の７第１項」
② 「区分番号」欄：「00583」
③ 「適用額」欄：「12」又は「25」欄の金額

「38」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の６第１項」
② 「区分番号」欄：「00278」
③ 「適用額」欄：「38」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「43」欄の金額の合計額

法 0301－0801

別表十(一)
「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十(一)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)	1	第　1　号 第 第	所得計算	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5	円
設立年月日		2	平　・　・	所得計算	所得基準額 (7)×40/100	8	
				特別控除額の計算	(1)が第1号又は第2号の場合 特別控除額 (8)	9	
					経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	10	人
					常時使用する従業員の総数	11	
					従業員割合 (10)/(11)	12	
事業種目		4			特別控除額 (5)×40/100×(12)	13	円

法　0301－1001

「9」欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合（1欄が「第1号」）
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第60条第1項第1号」
② 「区分番号」欄：「00208」
③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

「9」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除を適用している場合（1欄が「第2号」）
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第60条第1項第2号」
② 「区分番号」欄：「00425」
③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

「13」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合（1欄が「第2項」）
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第60条第2項」
② 「区分番号」欄：「00544」
③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(二)
「７」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十(二)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

国際戦略総合特別区域の名称	1		損金算入額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」）	4	円
指定特定事業法人としての指定を受けた日	2	平　・　・		軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容	3			損金算入額 (6)×$\frac{20}{100}$	7	

Ⅱ　指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指定の取消日	8	平　・　・	指定を取り消された場合の益金算入額（(10)の合計）	9	円

適用対象年度において損金算入された金額の合計額の計算	事業年度又は連結事業年度	損金算入額
	平　・　・ 平　・　・	円
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	平　・　・ 平　・　・	
	合　計	

「７」欄

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第１項」
② 「区分番号」欄：「00352」
③ 「適用額」欄：「７」欄の金額

法　0301－1002

別表十(三)
「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①⑥ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十(三) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称			1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額			2	円		当期益金算入額	3年又は5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	13	
積立限度額の計算	取引の基準額計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3				同上以外の場合による益金算入額(26の計＋27の計)	14	
		取引基準額 (3)×12/100	4				計 (13)＋(14)	15	
	所得基準額の計算	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額 (2)－(11)		16	
		鉱物の販売に係る所得金額 (3)－(5)	6			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額 (12)－(15)＋(16)		17	
		租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項若しくは第12項又は第39条の88第2項、第4項若しくは第11項	7		貸借対	貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金		18	
		採掘所 (6							
		所得 (8)×							
	積立限 ((4)と(9)のうち少								
積立限度 (2)－(1									

積立事業年度						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
・　・						
当期分						
計		円	円	円	円	

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第１項」※１、「第58条第９項」※２又は「第58条第２項」※３
② 「区分番号」欄：「00203」※１、２又は「00482」※３
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※１　第58条第１項（区分番号：「00203」）
探鉱準備金の損金算入（※２に該当するもの以外）
※２　第58条第９項（区分番号：「00203」）
探鉱準備金の損金算入（適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合）
※３　第58条第２項（区分番号：「00482」）
海外探鉱準備金の損金算入

Ⅱ

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱 当期の探鉱用機械設備の償却						
	(29)のうち国内の新鉱床探						
	(29)のうち海外の新鉱床探						
	(30)の額を超える探 益金算入基						
	探鉱費基 (29)又は((31)－(31 (マイナスの場合は０)						
準備金益金算入基準額の計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	34		計算	所得基準額 ((37)－(40))又は((37)－(40)－(41)) (マイナスの場合は０)	42	
	任意取崩し等の場合の益金算入額(25の計)	35		特別控除額 ((33)、(36)と(42)のうち少ない金額)		43	
	益金算入基準額 (34)＋(35)	36					

「43」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第１項」※１又は「第59条第２項」※２
② 「区分番号」欄：「00205」※１又は「00483」※２
③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

※１　第59条第１項（区分番号：「00205」）
新鉱床探鉱費の特別控除
※２　第59条第２項（区分番号：「00483」）
海外新鉱床探鉱費の特別控除

法　0301－1003

別表十(四)
「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十(四)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算

日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平　・　・	認定計画に記載された計画期間	2	平　・　・ 平　・　・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平　・　・

日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算

一日当たり利益金額の計算									
日本船舶の名称	4								
日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6							
((6)×$\frac{1}{100}$×120円)又は((6)×$\frac{1}{100}$×180円)	7	円	円	円	円	円	円	円
(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
((8)×$\frac{1}{100}$×90円)又は((8)×$\frac{1}{100}$×135円)	9	円	円	円	円	円	円	円
(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
((10)×$\frac{1}{100}$×60円)又は((10)×$\frac{1}{100}$×90円)	11	円	円	円	円	円	円	円
(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
((12)×$\frac{1}{100}$×30円)又は((12)×$\frac{1}{100}$×45円)	13	円	円	円	円	円	円	円
日本船舶の一日当たり利益金額 (7)＋(9)＋(11)＋(13)	14							
日本船舶の持分比率	15							
日本船舶の稼動日数	16							
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17	円	円	円	円	円	円	円

「20」欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の２第１項」
② 「区分番号」欄：「00484」
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

損金算入額又は益金算入額の計算

日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額（別表十(四)付表一「25」）	18	円	損金算入額 (18)－(19)	20	円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額（(17)の合計額）	19		益金算入額 (19)－(18)	21	

Ⅱ　日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定の取消日	22	平　・　・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額（26の合計）	23	円

前期までに損金の額に算入された金額の合計額の計算

事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額	損金算入額 (24)－(25)
	24	25	26
平　・　・ 平　・　・	円	円	円
平　・　・ 平　・　・			
平　・　・ 平　・　・			
平　・　・ 平　・　・			
平　・　・ 平　・　・			
合計			

法　0301－1004

別表十(五)
「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

別表十(五)
平二十八・四・一以後終了事業年度分

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

Ⅰ　収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平　・　・		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平　・　・		差引譲渡経費の額 (10) － (11)	12	
	譲渡資産の種類	4			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
取得した補償金等の額		5	円	譲渡益の額 (5)＋(6)－(7)－((8)又は(9))－((12)又は(13))		14	
特別控除に係る交換取得資産の価額		6		当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額		15	
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額		7		特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16	
譲渡資産の帳簿価額		8			特別控除残額 5,000万円 － (16)	17	
		9			特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額)	18	

P40参照

Ⅱ　特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称		19		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日		20	(平　・　・　) 平　・　・		1,500万円 － (34)	35	
取得した対価の額		21	円		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産の価額		22			特別控除残額 5,000万円 － (36)	37	
交換取得資産につき支払った交換差金の額		23			特別控除額 ((28)、(35)と(37)のうち少ない金額)	38	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額		24		農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	25			800万円 － (39)	40	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	26			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41	
	差引譲渡経費の額 (25) － (26)	27			特別控除残額 5,000万円 － (41)	42	
譲渡益の額 (21)＋(22)－(23)－(24)－(27)		28			特別控除額 ((28)、(40)と(42)のうち少ない金額)	43	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29		特定の長期所有土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44	
	2,000万円 － (29)	30			1,000万円 － (44)	45	
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	31			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46	
	特別控除残額 5,000万円 － (31)	32			特別控除残額 5,000万円 － (46)	47	
	特別控除額 ((28)、(30)と(32)のうち少ない金額)	33			特別控除額 ((28)、(45)と(47)のうち少ない金額)	48	

法　0301－1005

別表十(五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の２第１項」、「第65条の２第２項」若しくは「第65条の２第７項」又は「租税特別措置法施行令第39条の３第６項」	00217	「18」欄の金額

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の３第１項	00218	「33」欄の金額

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の４第１項	00358	「38」欄の金額

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の５第１項	00220	「43」欄の金額

「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の５の２第１項	00221	「48」欄の金額

別表十(六)
「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十(六)
平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) ((1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) − (5)	6	
				の計算		
				法定経費率による経費の額		
				(7) × 72/100	12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			(8) × 70/100	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9					
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10					
計 (2) (7)＋(8)＋(9)＋(10)	11					

「6」欄

社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第１項」
② 「区分番号」欄：「00485」
③ 「適用額」欄：「６」欄の金額

「22」欄

農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の３第１項」
② 「区分番号」欄：「00376」
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

Ⅱ　農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) ＋ (18)	19			特別控除額 (20) − (21)	22	

Ⅲ　特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23					
			・　号	平　・　・ 第　　号	平　・　・ 第　　号
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

「27」欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第１項」
② 「区分番号」欄：「00374」
③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

法　0301－1006

別表十(七)
「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表十(七) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

配当の額の計算	利益の配当の額	1	円
	みなし配当の額	2	
	配当の額 (1)＋(2)	3	
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4	
	前期繰越損失の額	5	
	減損損失の額	6	
	(6)×$\frac{70}{100}$	7	
	配当可能利益の額 (4)－(5)－(7)	8	
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は０)	9	
(9)×$\frac{90}{100}$		10	
(3)が(10)を超える場合の(3)の額		11	
所得金額合計 (別表四「33の①」)		12	
支払配当の損金算入額 ((11)と(12)のうち少ない金額)		13	

特定社債の発行をしている場合の調整	特定社債の当期末残高	14	円
	(14)×$\frac{5}{100}$	15	
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16	
	(15)－(16)	17	
	当期に償還した特定社債の額の合計額	18	
	特定譲渡等により調達された資金のうち特定社債の償還に充てられた金額	19	
	(18)－(19)	20	
	損金の額に算入される減価償却費の額	21	
	(20)－(21) (マイナスの場合は０)	22	
	特定社債の発行をしている場合の調整額 (17)＋(22)×２	23	

法 0301－1007

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第１項」
② 「区分番号」欄：「00396」
③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(八)
「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十(八)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

御注意

この明細書は、平成28年4月1日以後に支払う配当等の額に係る事業年度（以下「適用事業年度」といいます。）について使用します。平成28年4月1日前に支払った配当等の額に係る事業年度（適用事業年度に該当する事業年度を除きます。）については、この明細書ではなく、旧別表十(八)を使用することになりますので、御注意ください。

配当等の額の計算			円	配当可能利益計算			円
	金銭の分配の額	1			税引前当期純利益金額	12	
	みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）	2			前期繰越損失の額	13	
	小計 (1)＋(2)	3			買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 （別表十(八)付表「5の計」）	14	
	出資等減少分配の額	4			一時差異等調整積立金の積立額	15	
	同上に係るみなし配当等の額	5			繰越利益等超過純資産控除項目額 （別表十(八)付表「14」）	16	
	配当等の額 (3)－(4)＋(5)	6			控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 （別表十(八)付表「34の計」）	17	
					買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 （別表十(八)付表「42の計」）	18	
					崩額	19	
					控除算額	20	
					計 (17)＋	21	
	((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額	9			利益超過分配金額	22	
	所得金額合計 （別表四「33の①」）	10			出資総額戻入金額	23	
	支払配当の損金算入額 ((9)と(10)のうち少ない金額)	11			配当可能利益の額 (21)＋((22)－(23))	24	

「11」欄

投資法人に係る課税の特例を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第１項」
② 「区分番号」欄：「00397」
③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※　投資法人が平成28年４月１日以後に支払う配当等の額に係る事業年度について記載し、平成28年４月１日前に支払った配当等の額に係る事業年度については、旧別表十(八)に記載しますが、適用額明細書に記載する項目については、別表十(八)、旧別表十(八)であっても同様です。

法　0301－1008

別表十(九)
「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十(九) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ　特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1	円	社債的受益権に係る受益証券の発行をした場合の調整	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円
	超過分配額	2			(17) × 5/100	18	
	利益の分配の額 (1)－(2)	3			期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	19	
分配可能利益の額の	税引前当期純利益金額	4			(18) － (19)	20	
	前期繰越損失の額	5			当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21	
	減損損失の額	6			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22	
	(6) × 70/100	7			(21) － (22)	23	
	差引計 (4)－(5)－(7)	8			社債的受益権に係る受益証券の発行に算入される却費の額	24	
	(8) (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)－(26)) (マイナスの場合は0)	9			(23) － (24) (マイナスの場合は0)	25	
	超過分配額 (2)	10			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 (20)＋(25)×2	26	
	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14					
	所得金額合計 (別表四「33の①」)	15					
	利益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	16					

「16」欄

特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の３の２第１項」
② 「区分番号」欄：「00398」
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

Ⅱ　特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総分配額	27	円	分配可能の計算	税引前当期純利益金額	34	円
	超過分配額	28			期首欠損金の額	35	
	収益の分配の額 (27)	29			減損損失の額	36	
						37	
					額	38	
	(30)が 90/100 を超				額 (28)	39	
	所得金額合計 (別表四「33の①」)	32			超過分配事業年度後に(39)に充てられた金額	40	
	収益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 ((31)と(32)のうち少ない金額)	33			分配可能収益の額 (38)＋(39)－(40)	41	

「33」欄

特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の３の３第１項」
② 「区分番号」欄：「00399」
③ 「適用額」欄：「33」欄の金額

法　0301－1009

別表十一（一の二）
「７」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

御注意

「５」欄の「$\frac{\quad}{1,000}$」の分子の空欄には、各事業年度終了の時において租税特別措置法第57条の９第１項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(1) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。）$\frac{10}{1,000}$
(2) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。）$\frac{8}{1,000}$
(3) 金融及び保険業 $\frac{3}{1,000}$
(4) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業 $\frac{13}{1,000}$
(5) その他の事業 $\frac{6}{1,000}$

「７」欄

中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の９第３項」
② 「区分番号」欄：「00392」
③ 「適用額」欄：「７」欄の金額

当期繰入額		1	円	貸倒実績の計算	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用	9	有・無
繰入	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（25の計）	2			前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	10	円
	貸倒実績率（18）	3			$\frac{(10)}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数}}$	11	
					前3年内事業年度又は連結事業年度における令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	12	円
					算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	13	
					算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	14	
					損失の額等の合計額が当該事業年度の益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	15	
計算	繰入限度額（(2)×(3)）又は（(4)×(5)）	6	円		貸倒れによる損失の額等の合計額（12）＋（13）＋（14）－（15）	16	
	公益法人等・協同組合等の繰入限度額（6）× $\frac{112}{100}$	7			（16）× $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	17	
繰入限度超過額（1）－（(6)又は(7)）		8			貸倒実績率 $\frac{(17)}{(11)}$（小数点以下４位未満切上げ）	18	

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(19)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額（19）＋（20）－（21）－（22）－（23）－（24）	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額（25）－（26）
	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	28	円	債権からの控除割合 $\frac{(29)}{(28)}$（小数点以下３位未満切捨て）	30	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	29		実質的に債権とみられないものの額（25の計）×（30）	31	円

別表十一（一の二）　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1101－2

別表十二(一)
「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

特定法人の名称等		1	（第　　号該当法人）	翌期繰越額の計算	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地		2			当期益金算入額：5年経過後5年間均等益金算入額（25の計）	13	
資源開発投資法人等の認定		3	昭・平　・　第　　号		当期益金算入額：同上以外の場合による益金算入額（26の計）	14	
特定株式等の認定		4	昭・平　・　第　　号		当期益金算入額：計（13）＋（14）	15	
当期積立額		5	円		当期積立額のうち損金算入額（5）－（11）	16	
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平　・　・		期末海外投資等損失準備金の金額（12）－（15）＋（16）	17	
	(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7	円	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金	18	
	同上の $\frac{30、70又は90}{100}$				差引（18）－（17）	19	
	取得年度に特定株 帳簿価額を減額した金額				当期分：貸借対照表の取崩不足額（15）－（（5）－（（18）－前期の（18）））	20	
	積立限度額（8）－（9）	10			当期分：当期に生じた差額の合計額（11）＋（20）	21	
積立限度超過額（5）－（10）		11			前期以前分：前期末における差額（前期の（19））	22	

P47参照

益金算入額の計算

積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額：5年経過後5年間均等益金算入による場合（23）×$\frac{}{60}$	当期益金算入額：（25）以外の場合	翌期繰越額（24）－（25）－（26）
		23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過したもの	・　・ ・　・	円	円	円	円	
	・　・ ・　・					円
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過しないもの	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
当期分						
計			円	円	円	

別表十二(一)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1201

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第１号該当法人で第３号該当法人を除く。))	「第55条第１項」又は「第55条第９項」(同条第１項第１号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第２号該当法人で第４号該当法人を除く。))	「第55条第１項」又は「第55条第９項」(同条第１項第２号)	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第３号該当法人))	「第55条第１項」又は「第55条第９項」(同条第１項第３号)	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第４号該当法人))	「第55条第１項」又は「第55条第９項」(同条第１項第４号)	00191	

※　「第55条第９項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)
「４」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

投資事業有限責任組合の名称	1		当期積立額		4	
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平　・　・	積立限度額の計算	適用事業年度終了の時において有する新事業開拓事業者の株式の帳簿価額の合計額	5	
				積立限度額 (5)×$\frac{80}{100}$	6	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平　・　・ 平　・　・	積立限度超過額 (4)－(6)		7	

法　0301－1202

別表十二(二)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「４」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の２第１項」※１又は「第55条の２第４項」※２
② 「区分番号」欄：「00542」
③ 「適用額」欄：「４」欄の金額（「６」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(三)
「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(三)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平　・　・	
特定事業再編実施日	2	平　・　・	
当期積立額	3	円	
積立限度額の計算 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日	4		
同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額	5	円	
当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平　・　・	
同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7	円	
((5)＋(7))×$\frac{70}{100}$	8		
(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額	9		
積立限度額 (8)－(9)	10		
積立限度超過額 (3)－(10)	11		

翌期繰越額の計算	期首特定事業再編投資損失準備金の金額		12	円
	当期益金算入額の計 均等益金算入額の計	基準事業年度等の終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額	13	
		均等益金算入額 (13)×$\frac{}{36\ 48又は60}$	14	
		計 (14)＋(15)	16	
	当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)		17	
	期末特定事業再編投資損失準備金の金額 (12)－(16)＋(17)		18	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金		19	
	差引 (19)－(18)		20	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (16)－((3)－((19)－前期の(19)))	21	
		当期に生じた差額の合計額 (11)＋(21)	22	
	前期以前分	前期末における差額 (前期の(20))	23	

「17」欄

特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の３第１項」
② 「区分番号」欄：「00543」
③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

法　0301－1203

別表十二(四)
「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十二(四) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業場の名称		1		翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額	7	円
特定施設の名称		2			当期益金算入額：鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8	
当期準備金積立額		3	円		当期益金算入額：同上以外の場合による益金算入額	9	
					当期益金算入額：計 (8)＋(9)	10	
					当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)－(6)	11	
					期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (7)－(10)＋(11)	12	
積立限度額の計算	当期中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額	4		貸借対	貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金	13	
	積				差　引)	14	
					収崩不足額 －前期の(13)))	15	
積　立					額の合計額 5)	16	
					ける差額 14))	17	

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の５第１項」※１
又は「第55条の５第７項」※２
② 「区分番号」欄：「00192」
③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1204

別表十二(六)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十二(六) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定廃棄物最終処分場の所在地	1		翌期繰越額の計算	期首特定災害防止準備金の金額		6	円
				当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
特定廃棄物最終処分場の名称	2				同上以外の場合による益金算入額	8	
					計 (7)＋(8)	9	
当期準備金積立額	3	円		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)－(5)		10	
				期末特定災害防止準備金の金額 (6)－(9)＋(10)		11	
積立限度額 (当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額)	4		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		12	
				差引 (12)－(11)		13	
				当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)－((3)－((12)－前期の(12)))	14	
					当期に生じた差額の合計額 (5)＋(14)	15	
積立限度超過額 (3) － (4)	5			前前期分以	前期末における差額 (前期の(13))	16	

法　0301－1206

「10」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第１項」※１又は「第56条第７項」※２
② 「区分番号」欄：「00194」
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七)
「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

円

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称		1		翌期	期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額		13	
引当金積立計画の承認年月日		2	平　・　・		当期	10年間均等益金算入 最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	14	
承認積立計画に記載された引当金の積立期間		3	平　・			10年間均等益金算入額等		
同上の積立期間の月数								
当期積立額								
積立限度額の計算	累積限度額 （全国新幹線鉄道整備法第16条第1項第2号に規定する新幹線鉄道大規模改修引当金の総額）	6		の計算		(15)＋(16)		
					当期積立額のうち損金算入額 (5)－(8)		18	
	積立限度額 (6)×$\frac{}{(4)}$	7			差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (13)－(17)＋(18)		19	
積立限度超過額 (5)－(7)		8			累積限度超過額 (11)		20	
					期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (19)－(20)		21	
累積限度超過額の計算	差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (19)	9		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている新幹線鉄道大規模改修準備金		22	
	累積限度額 (6)	10			差引 (22)－(21)		23	
	累積限度超過額 (9)－(10)	11			当期	貸借対照表の取崩不足額 (17)－((5)－((22)－前期の(22)))	24	
限度超過額合計 (8)＋(11)		12			当期分	当期に生じた差額の合計額 (12)＋(24)	25	
					前前期分以	前期末における差額 (前期の(23))	26	

「18」欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第56条第１項」※１
又は「平成28年旧措置法第56条第10項」※２
② 「区分番号」欄：「00195」
③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1207

別表十二(八)
「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(八) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期準備金積立額	1	円	
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	2	
	積立限度額（当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第３条第１項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額）	3	
	積立限度超過額 (2) － (3)	4	
平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料再処理準備金積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	5	
	積立限度額	6	
	積立限度超過額 (5) － (6)	7	
当期積立限度超過額 (4) ＋ (7)		8	

翌期繰越額の計算	期首使用済燃料再処理準備金の金額		9	円
	当期益金算入額	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
		同上以外の場合による益金算入額	11	
		計 (10) ＋ (11)	12	
	当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) － (8)		13	
	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) － (12) ＋ (13)		14	
損との差額の明細	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (12)－((1)－((15)－前期の(15)))	17	
		当期に生じた差額の合計額 (8) ＋ (17)	18	
	前期以前分	前期末における差額（前期の(16)）	19	

「13」欄

使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の３第１項」※１又は「第57条の３第７項」※２
② 「区分番号」欄：「00196」
③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1208

別表十二(九)
「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(九)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称		1	
積立期間		2	昭・平・平　・　・
当期積立額		3	円
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	
	累積限度基準額 (4)×90/100	5	
	前期以前積立合計額の計算：前期以前の損金算入額の合計額（前期以前の(23)の合計）	6	
	前期以前の積立限度超過額の合計額（前期以前の(11)の合計）	7	
	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8	
	計 (6)＋(7)－(8)	9	
	積立限度額 ((5)－((9)×90/100))×当期の月数/当期以後の積立期間の月数	10	
積立限度超過額		11	
累積限度超過額の計算	累積		
	前期以前		
	益金算入額の合計額	14	
	前期以前の累積限度超過額の合計額（前期末までの(17)の合計）	15	
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13)－(14)－(15)	16	
	当期累積限度超過額 (16)－(12)	17	

翌期繰越額の計算	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	円
	当期益金算入額：解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
	当期益金算入額：累積限度超過額(17)	20	
	当期益金算入額：その他の場合による益金算入額	21	
	当期益金算入額：計 (19)＋(20)＋(21)	22	
	当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)	23	
	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18)－(22)＋(23)	24	
	貸借対照表に計上されている	25	
額との差額の明細	当期分：(22)－((3)－((25)－前期の(25)))	27	
	当期分：当期に生じた差額の合計額 (11)＋(27)	28	
	前期以前分：前期末における差額（前期の(26)）	29	

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の４第１項」※１又は「第57条の４第10項」※２
② 「区分番号」欄：「00197」
③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1209

別表十二(十)
「７」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

保険等の種類		1						合計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円	円
	当期益金算入額 異常災害損失等の補塡額	3						
	当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額	4						
	当期益金算入額 計 (3)＋(4)	5						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2)－(5)	6						
当期積立限度額	当期積立額	7						
	正味収入保険料等	8						
	積立率	9	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
	積立限度額 (8)×(9)	10	円	円	円	円	円	
	差引積立限度超過額 (7)－(10)	11						円
10年洗替前の異常危険準備金の金額 (11)		12						
同上の内訳	・　・　期分	21						
	・　・　期分	22						
	期分	23						円
	(6)＋(7)－(27)	28						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29						
	差引 (29)－(28)	30						
	当期分 貸借対照表の取崩不足額 ((5)＋(26))－((7)－((29)－前期の(29)))	31						
	当期分 当期に生じた差額の合計額 (11)＋(31)	32						
	前期分以前 前期末における差額 (前期の(30))	33						

「７」欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の５第１項」※１又は「第57条の５第12項」※２
② 「区分番号」欄：「00198」
③ 「適用額」欄：「７」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※１　※２に該当するもの以外
※２　分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「７」欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の６第１項」※１又は「第57条の６第８項」※２
② 「区分番号」欄：「00199」
③ 「適用額」欄：「７」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※１　※２に該当するもの以外
※２　分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1210

別表十二(十一)
「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(十一) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日		1	平　・　・	
当期積立額		2	円	
(2)の内訳	(2)のうち損金経理による積立額	3		
	(2)のうち剰余金の処分による積立額	4		
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額の計算	平成24年7月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における空港用地の帳簿価額	5	
		空港用地取得価額基準額 (5)×$\frac{1}{10}$	6	
	所得基準額の計算	指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額(別表四「39の①」又は(別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」))	7	
		新関空会社所得金額	8	
		新関空会社欠損金額	9	
		(((7)＋(8))又は((7)－(9)))×$\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10	
		所得基準額	11	
	空港用地整備債務基準額の計算	空港用地整備債務基準額 (12)－((16)－(19)) (マイナスの場合は0)	13	
		積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14	
当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)			15	

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」
② 「区分番号」欄：「00421」
③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

翌期繰越額の計算	期首関西国際空港用地整備準備金の金額		16	円
	当期益金算入額	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17
			均等益金算入額 (17)×――	18
		同上以外の場合による益金算入額		19
		計 (18)＋(19)		20
	当期積立額のうち損金算入額 (15)			21
	期末関西国際空港用地整備準備金の金額 (16)－(20)＋(21)			22
貸借対照表の差額の明細	貸借対照表に計上されている関西国際空港用地整備準備金			23
	差引 (23)－(22)			24
	期分	照表の取崩不足額)－((23)－前期の(23)))		25
		限度超過額 (2)－(14)		26
		当期に生じた差額の合計額 (25)＋(26)		27
	前期以前分	前期末における差額 (前期の(24))		28

法　0301－1211

別表十二(十二)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十二(十二) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額			1	円	翌期繰越額の計算	期首中部国際空港整備準備金の金額	11	円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額		2		当期益金算入額	均等益金算入額の計算：基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12	
	(1)のうち剰余金の処分による積立額		3			均等益金算入額の計算：均等益金算入額 (12)×――	13	
積立限度額の計算	空港用地取得価額基準額の計算：累積限度基準額（平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における中部国際空港用地の帳簿価額）		4			同上以外の場合による益金算入額	14	
	空港用地取得価額基準額の計算：空港用地取得価額基準額 (4)×$\frac{1}{10}$		5			計 (13)＋(14)	15	
	累積限度基準額残額 (4)－((11)－(14))		6			当期積立額のうち損金算入額 (10)	16	
	所得基準額の計算：所得又は連結所得の金額 (別表四「39の①」又は(別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」))		7			期末中部国際空港整備準備金の金額 (11)－(15)＋(16)	17	
	所得基準額の計算：所得基準額 (7)×$\frac{2}{3}$		8		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
	積立限度額 ((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)		9			差引 (18)－(17)	19	
当期積立額のうち損金算入額 ((1)と(9)のうち少ない金額)			10		当期分	貸借対照表の取崩不足額 (15)－((1)－((18)－前期の(18)))	20	
						積立限度超過額 (1)－(9)	21	
						当期に生じた差額の合計額 (20)＋(21)	22	
					前期以前分	前期末における差額 (前期の(19))	23	

法　0301－1212

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の７の２第１項」
② 「区分番号」欄：「00481」
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)
「９」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

資産の種類及び名称		1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平・・	平・・	平・・	平・・	
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
	当期益金算入額：特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
	当期益金算入額：積立期間終了から２年経過後５年間均等益金算入による場合の益金算入額（((3)−(4)−(6))と(24)のうち少ない金額）	5					
	当期益金算入額：(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	当期益金算入額：計 (4)＋(5)＋(6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3)－(7)	8					
当期積立額		9					
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11)－(8)（マイナスの場合は０）	12					
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{60又は72}}$	13	―	―	―	―	
	(11)×(13)	14	円	円	円	円	
	積立限度額（(12)と(14)のうち少ない金額）	15					
積立限度超過額 (9)－(15)		16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8)＋(9)－(16)		17					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
	当期分 (7)－(						
	当期分 当期に						
	前前期分以 前期末						
積立期間の終了する事の日の翌日から２年を は連結事業年度終了の							
積立期間終了から２年経過後５年間均等益金算入による場合 (23)×$\frac{\text{当期の月数}}{60}$		24					

「９」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の８第１項」※１又は「第57条の８第10項」※２
② 「区分番号」欄：「00391」
③ 「適用額」欄：「９」欄の金額（「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期益金算入額の計算	平成24年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平・・	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31	円
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26	円		当期益金算入額 (30)	32	
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{48又は120}}$	27	―		期末特別修繕準備金の金額 (31)－(32)	33	
	４年等均等取崩金額 (26)×(27)	28	円	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34	
	同上以外の場合による益金算入額	29			差引 (34)－(33)	35	
	当期益金算入額 ((28)＋(29))と(31)のうち少ない金額)	30			当期分：当期積立額	36	
					当期分：貸借対照表の取崩不足額 (30)－((36)－((34)－前期の(34)))	37	
					当期分：計 (36)＋(37)	38	
					前前期分以：前期末における差額（前期の(35)）	39	

法　0301－1213

別表十二(十四)
「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十二(十四)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

認定計画等の種類		1	
交付金等の該当号		2	第　　号
交付金等の額		3	円
当期積立額		4	
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5	
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	
	所得基準額 ((別表四「39の①」－「26の①」)又は(別表四の二付表「47の①」－「35の①」))	8	
	積立限度額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	9	
当期積立額のうち損金算入額 ((4)と(9)のうち少ない金額)		10	

翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11	円
	当期益金算入額　5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	12	
	同上以外の場合による益金算入額(26の計)＋(27の計)	13	
	計(12)＋(13)	14	
	当期積立額のうち損金算入額(10)	15	
	期末農業経営基盤強化準備金の金額(11)－(14)＋(15)	16	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金	17	
	差引(17)－(16)	18	
	当期分　貸借対照表の取崩不足額(14)－((4)－((17)－前期の(17)))	19	
	当期分　積立限度超過額(4)－(9)	20	
	当期分　当期に生じた差額の合計額(19)＋(20)	21	
	前前期分以前　前期末における差額(前期の(18))	22	

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額　5年を経過した場合	当期益金算入額　任意取崩し等の場合	当期益金算入額　(25)及び(26)以外の場合	翌期繰越額(24)－(25)－(26)－(27)
	23	24	25	26	27	28
				円	円	
						円
・　・ ・　・						
当期分						
計		円	円	円	円	

「10」欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の２第１項」
② 「区分番号」欄：「00354」
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

Ⅱ　認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平　・　・	平　・　・	平　・　・	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		32				
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33				
	(32)のうち剰余金の処分による金額					
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額　5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(25の計)					
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(26の計)					
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額					
	計(35)＋(36)＋(37)	38				
	所得基準額 ((別表四「39の①」－(10)－別表四「26の①」)又は(別表四の二付表「47の①」－(10)－別表四の二付表「35の①」))	39				
	取得価額基準額(31)－1円	40	①　円	②　円	③　円	①＋②＋③
	圧縮限度額 ((38)、(39)と(40)うち少ない金額)	41				
	個別資産の圧縮限度額	42	円	円	円	
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 ((32)と(42)のうち少ない金額)		43	④	⑤	⑥	④＋⑤＋⑥　円

「43の計」欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の３第１項」
② 「区分番号」欄：「00355」
③ 「適用額」欄：「43の計」欄の金額

法　0301－1214

別表十三(四)
「21」、「25」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	(　　)

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭 平 ・ ・
	譲渡資産の種類	3	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4	円
取得した補償金等の額		5	
保留地			
交換取得資産の価額		7	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	9	
	差引譲渡経費の額 (8)－(9)	10	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (10)×(5)＋(6)／(5)＋(6)＋(7)	11	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)－(11)	12	
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4)×(5)＋(6)／(5)＋(6)＋(7)	13	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)－(13)	14	
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5)	15	
	同上に係る譲渡経費の額 (10)×(5)／(5)＋(6)＋(7)	16	
	差引補償金等の額 (15)－(16)	17	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4)×(5)／(5)＋(6)＋(7)	18	
	差益割合 (17)－(18)／(17)	19	

代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20	
	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円
	圧縮限度額の計算 代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22	
	圧縮限度額 (22)×(19)	23	
	圧縮限度超過額 (21)－(23)	24	
特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	25	
	繰入限度額の計算 特別勘定の対象となり得る金額 (17)－(22)	26	
	繰入限度額 (26)×(19)	27	
	繰入限度超過額 (25)－(27)	28	
	翌期繰越額の計算 当初の特別勘定の金額 (25)－(28)	29	
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30	
	当期中に益金の額に算入すべき金額	31	
	期末特別勘定残額 (29)－(30)－(31)	32	
交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類	33	
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円
	圧縮限度額の計算 交換取得資産の価額 (7)	35	
	交換取得資産の帳簿価額 交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36	
	交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38	
	計 (36)＋(37)＋(38)	39	
	圧縮限度額 (35)－(39)	40	
	圧縮限度超過額 (34)－(40)	41	

P61参照

法　0301－1304

別表十三(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第１項」又は「第64条第８項」	00356	「21」欄の金額(「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第64条の２第７項において準用する第64条第１項」又は「第64条の２第８項において準用する第64条第８項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第３項において準用する第64条第１項」又は「第65条第３項において準用する第64条第８項」	00546	
	「第65条第３項において準用する第64条の２第７項において準用する第64条第１項」又は「第65条第３項において準用する第64条の２第８項において準用する第64条第８項」	00548	

※　「第64条第８項」、「第64条の２第８項において準用する第64条第８項」、「第65条第３項において準用する第64条第８項」又は「第65条第３項において準用する第64条の２第８項において準用する第64条第８項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※　区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の２第１項」又は「第64条の２第２項」	00357	「25」欄の金額(「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第３項において準用する第64条の２第１項」又は「第65条第３項において準用する第64条の２第２項」	00547	

※　「第64条の２第２項」又は「第65条第３項において準用する第64条の２第２項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第１項」又は「第65条第５項」	00216	「34」欄の金額(「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※　「第65条第５項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)
「18」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

（　　号該当）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(五)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類		1					譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日		2	昭・平　・　・	昭・平　・　・	昭・平　・　・	昭・平　・　・	平・平　・　・
	譲渡した資産の所在地		3					計
	譲渡した土地等の面積		4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日		5	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	
	対価の額		6	円	円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	7					
		譲渡に要した経費の額	8					
		計 (7)＋(8)	9					
差益割合			10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類		11					
	取得した買換資産の所在地		12					
	取得年月日		13	昭・平　・　・	昭・平　・　・	昭・平　・　・	昭・平　・　・	
	買換資産の取得価額		14	円	円	円	円	円
	買換資産が土地等である場合の取得価額	取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16					
		取得価額 (14)×(15)－(16)／(15)	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		18					
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため（6の計）又は（6の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
		圧縮基礎取得価額 ((14)又は(17)と(19)のうち少ない金額)	20					
		買換資産が土地等である場合の取得価額が前期末の帳簿価額を超えるときの圧縮基礎取得価額 前期末の取得価額	21					
		前期末の帳簿価額	22					
		圧縮基礎取得価額 (20)×(22)／(21)	23					
		圧縮限度額 ((20)又は(23))×(10)×80、70又は75／100	24					
	圧縮限度超過額 (18)－(24)		25					
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額（6の計）		26	円				
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額		27					
	特別勘定の対象となり得る金額 (26)－(27)		28					
	翌期繰越額の計算	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 ((33)と(35)のうち少ない金額)÷						
		同上のうち前期末 資産の取得に充						
		当期中において買換資産の取得に充てた金額	31					
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29)－(30)－(31)	32					

特別勘定を設けた場合		特別勘定に経理した金額	33	円
	繰入限度額の計算	(28)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	34	
		繰入限度額 (34)×(10)×80、70又は75／100	35	
		繰入限度超過額 (33)－(35)	36	
	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (33)－(36)	37	
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	38	
		当期中に益金の額に算入すべき金額	39	
		期末特別勘定残額 (37)－(38)－(39)	40	

P63～64参照

P65参照

法　0301－1305

別表十三(五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第１号該当)	「第65条の７第１項」、「第65条の７第９項」又は「第65条の９」	00359	「18」欄の金額 (「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (第２号該当)		00360	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第３号イ又はロ該当)		00549	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第３号ハ該当)		00550	
過疎地域の外から内への買換え (第４号該当)		00551	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第５号該当)		00552	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第６号該当)		00363	
農用地区域内にある土地等の買換え (第７号該当)		00235	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第８号該当)		00236	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第９号該当)		00422	
日本船舶から日本船舶への買換え (第10号該当)		00364	
防災再開発促進地区内のうち防災再開発促進地区における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (平成26年旧措置法第８号該当)	「平成26年旧措置法第65条の７第１項」、「平成26年旧措置法第65条の７第９項」又は「平成26年旧措置法第65条の９」	00236	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	「第65条の８第７項において準用する第65条の７第１項」若しくは「第65条の８第８項において準用する第65条の７第９項」若しくは「第65条の９」又は「平成26年旧措置法第65条の８第７項において準用する平成26年旧措置法第65条の７第１項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の８第８項において準用する平成26年旧措置法第65条の７第９項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の９」	00557	「18」欄の金額（「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※　「第65条の７第９項」、「平成26年旧措置法第65条の７第９項」、「第65条の８第８項において準用する第65条の７第９項」又は「平成26年旧措置法第65条の８第８項において準用する平成26年旧措置法第65条の７第９項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※　「第65条の９」又は「平成26年旧措置法第65条の９」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※　区分番号「00236」は、平成26年４月１日前にその施行の認可をされた防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、同日以後に取得する買換資産について、平成26年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。

※　区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え （第１号該当）	「第65条の８第１項」、「第65条の８第２項」又は「第65条の９」	00365	「33」欄の金額（「35」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え （第２号該当）		00366	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え （第３号イ又はロ該当）		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え （第３号ハ該当）		00554	
過疎地域の外から内への買換え （第４号該当）		00555	
都市機能誘導区域の外から内への買換え （第５号該当）		00556	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え （第６号該当）		00369	
農用地区域内にある土地等の買換え （第７号該当）		00254	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え （第８号該当）		00255	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え （第９号該当）		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え （第10号該当）		00370	
防災再開発促進地区内のうち防災再開発促進地区における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え （平成26年旧措置法第８号該当）	「平成26年旧措置法第65条の８第１項」、「平成26年旧措置法第65条の８第２項」又は「平成26年旧措置法第65条の９」	00255	

※　「第65条の８第２項」又は「平成26年旧措置法第65条の８第２項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※　「第65条の９」又は「平成26年旧措置法第65条の９」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※　区分番号「00255」は、平成26年４月１日前にその施行の認可をされた防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、同日以後に取得する買換資産について、平成26年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)
「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

別表十三(六) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日		1	昭 平　・　・	取得資産のみを取得した場合		資産の帳簿価額を減額した金額	13	
交換譲渡資産の明細	譲渡資産の種類	2			圧縮計算	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14	
						対応する帳簿価額 (14) × (15)/((15)+(16))	17	
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル			圧縮限度額 (15) － (17)	18	
	譲渡直前の帳簿価額 帳簿価額	6	円			圧縮限度超過額 (13) － (18)	19	
	譲渡に要した経費の額	7		譲渡資産の譲渡と清算金を取得した場合		資産の帳簿価額を減額した金額	20	
	計 (7)	8			圧縮計算	取得資産の価額 (11)	21	
交換取得資産の明細	取							
	取							
					計算	額 (22) ＋ (23)	24	
	取得資産の価額	11	円	取得資産を取得した場合		圧縮限度額 (21) － (24)	25	
	取得した土地等の面積	12	平方メートル			圧縮限度超過額 (20) － (25)	26	

「13」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第１項」※１又は「第65条の10第４項」※２
② 「区分番号」欄：「00260」
③ 「適用額」欄：「13」欄の金額（「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「20」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第１項」※１又は「第65条の10第４項」※２
② 「区分番号」欄：「00260」
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額（「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1306

別表十三(七)
「15」、「23」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	( )

別表十三(七) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

造成事業施行者の名称		1		交換譲渡資産等の明細	交換取得資産等の明細	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23
交換譲渡資産等の明細	交換等をした資産の種類	2				圧縮限度額の計算	取得資産等の価額(14)	24
	同上の資産の取得年月日	3	昭 平 ・ ・				譲渡資産等の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額(10)	25
	交換等をした資産の所在地	4						譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26
	交換等をした土地等の面積	5	平方メートル					譲渡資産の対価の額(7)	27
	交換等の年月日	6	平 ・ ・					(25)＋((26)又は((24)－(27)))	28
	対価の額	7	円				圧縮限度額(24)－(28)	29
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	8				圧縮限度超過額(23)－(29)	30
		交換等に要した経費の額	9			特別勘定を設けた場合	取得認定期間	31	平 ・ ・ 平 ・ ・
		計(8)＋(9)	10				特別勘定に経理した金額	32	円
交換取得資産等の明細	取得した宅地の所在地	11					繰入限度額の計算	譲り受ける宅地の価額の見積額	33
	取得した宅地の面積	12	メートル					譲渡直前の帳簿価額(10)	34
	取得年月日	13	平 ・ ・					譲渡資産の帳簿価額	譲渡資産の対価の額(7)	35
	取得した宅地の価額	14	円					譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36
交換取得資産等の明細	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15						譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34)×(33)/(35)	37
交換により宅地のみを取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合、宅地と交換差金を取得した場合	圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額(10)	16					譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34)＋((33)－(35))	38
		取得資産等の価額(14)	17				繰入限度額(33)－((36)、(37)又は(38))	39
		取得資産等とともに取得した交換差金の額	18				繰入限度超過額(32)－(39)	40
		譲渡資産の対価の額(7)	19				翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額(32)－(40)	41
		取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16)×((17)/((17)＋(18))又は(17)/(19))	20					同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42
		圧縮限度額(17)－(20)	21					当期中に益金の額に算入すべき金額	43
	圧縮限度超過額(15)－(21)		22					期末特別勘定残額(41)－(42)－(43)	44

交換譲渡資産等の明細 / 交換取得資産等の明細 / 宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合又は譲り受けた宅地と交換差金を支出した場合

P68参照

法 0301－1307

別表十三(七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第65条の11第１項」又は「第65条の11第４項」	00261	「15」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第８項において準用する第65条の11第１項」又は「第65条の12第９項において準用する第65条の11第４項」	00558	

※　「第65条の11第４項」又は「第65条の12第９項において準用する第65条の11第４項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※　区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第65条の11第１項」又は「第65条の11第４項」	00261	「23」欄の金額(「29」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第８項において準用する第65条の11第１項」又は「第65条の12第９項において準用する第65条の11第４項」	00558	

※　「第65条の11第４項」又は「第65条の12第９項において準用する第65条の11第４項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※　区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第65条の12第１項」又は「第65条の12第３項」	00262	「32」欄の金額(「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※　「第65条の12第３項」は、適格分割等に伴い、課税の特例を適用を受ける場合が該当します。

別表十三(八)
「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

別表十三(八)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日		1	平　・　・	交換取得資産とした場合又は交換譲渡資産とした場合		交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	
交換譲渡資産の明細	譲渡資産の種類	2			圧縮額の計算	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14	
						(14) × (15)/((15)＋(16))	17	
	譲渡した所有隣接土地等の面積	5	平方メートル			圧縮限度額 (15) － (17)	18	
	譲渡直前の帳簿価額 帳簿価額	6	円			圧縮限度超過額 (13) － (18)	19	
	譲渡直前の帳簿価額 譲渡に要した経費の額	7		交換とした場合		交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20	
	譲渡直前の帳簿価額 計	8			圧縮額の計算	交換取得資産の価額 (11)	21	
交換取得資産の明細	取得資産の種類	10				(22) ＋ (23)	24	
	取得資産の価額	11	円			圧縮限度額 (21) － (24)	25	
	取得した土地等の面積	12	平方メートル			圧縮限度超過額 (20) － (25)	26	

「13」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例（交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第１項」※１又は「第66条第４項」※２
② 「区分番号」欄：「00265」
③ 「適用額」欄：「13」欄の金額（「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「20」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例（交換とともに交換差金を支出した場合）を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第１項」※１又は「第66条第４項」※２
② 「区分番号」欄：「00265」
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額（「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法　0301－1308

別表十三(九)
「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

別表十三(九) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細

			平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日		1	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度		2	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・
届出書の提出年月日		3	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
先行取得土地等の所在地		4						
先行取得土地等の面積		5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	取得価額	6	円	円	円	円	円	円
	前期までに損金算入された積立金計上額	7						
	差引取得価額 (6)－(7)	8						

譲渡土地等の明細

譲渡土地							
譲渡土地							
譲渡利益金額の計算	対						
	譲渡直前の帳簿価額	譲渡に要した経費の額	13				
		計 (12)＋(13)	14				
	譲渡利益金額 (11)－(14)		15				

「17」欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の２第１項」※１又は「第66条の２第７項」※２
② 「区分番号」欄：「00266」
③ 「適用額」欄：「17」欄の金額（「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

圧縮限度額の計算

			①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額		16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		17					
圧縮限度額の計算	((15)の計)×(80%又は60%)	18					
	(18)のうち適用済みの金額	19		(21)の①	(21)の①＋②	(21)の①＋②＋③	(21)の①＋②＋③＋④
	(18)－(19)	20					
	個別土地等の圧縮限度額 ((16)と(20)のうち少ない金額)	21					
圧縮限度超過額 (17)－(21)		22					

法　0301－1309

別表十三(十)
「５」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

別表十三(十)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額		5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度額の計算	(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1)－(2)	3			圧縮限度額 (6)又は((6)－１円)	7	
取得した試験研究用資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5)－(7)		8	

法　0301－1310

「５」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第１項」
② 「区分番号」欄：「00373」
③ 「適用額」欄：「５」欄の金額(「７」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十一)
「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十三(十一)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平　・　・
助成金等を交付した者	2		告示番号	5	第　　号
助成金等の交付を受けた年月日	3	平　・　・	交付を受けた助成金等の額	6	円

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算

帳簿価額の減額等をした場合				特別勘定を設けた場合		
減価補塡金	減価償却資産の減価補塡費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額 (12) － (14)	18	
	損金不算入額 (8) － (7)	9				
転廃業助成金	転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額 (17) － (18)	19	
	減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		翌期繰越額の計算 当初の特別勘定の金額 (17) － (19)	20	
	差引転廃業助成金の額 (10) － (11)	12				
	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21	
	圧縮限度額の計算：固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		当期中に益金の額に算入すべき金額	22	
	圧縮限度額の計算：圧縮限度額 (14)又は（(14)－1円）	15				
	圧縮限度超過額 (13) － (15)	16		期末特別勘定残額 (20) － (21) － (22)	23	

P73参照

法　0301－1311

別表十三(十一)

「８」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補塡金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の４第１項	00274	「８」欄の金額(「７」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金等の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の４第２項」又は「第67条の４第３項」	00275	「13」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の４第９項において準用する第67条の４第２項」又は「第67条の４第10項において準用する第67条の４第３項」	00559	

※　区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※　区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※　「第67条の４第３項」及び「第67条の４第10項において準用する第67条の４第３項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の４第４項」又は「第67条の４第５項」	00276	「17」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※　「第67条の４第５項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)
「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十四(二)　平二十八・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合		
一般寄附金の損金算入限度額の計算 支出した寄附金	指定寄附金等の金額(41の計)	1	円	損金算入限度額の計算 支出した寄附金	長期給付事業への繰入利子額	25
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2			同上以外のみなし寄附金額	26
	その他の寄附金額	3			その他の寄附金額	27
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額	1,000			指定寄附金等の金額(41の計)		35
		16				

「26」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「特定非営利活動促進法一部改正法附則第９条の規定による改正前の措置法第66条の11の２第１項」※１又は「第66条の11の２第１項」※２

② 「区分番号」欄：「00375」※１又は「00393」※２

③ 「適用額」欄：「26」欄の金額

（注） **公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。**

※１　特定非営利活動促進法一部改正法附則第９条の規定による改正前の措置法第66条の11の２第１項(区分番号：「00375」)
「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合

※２　第66条の11の２第１項(区分番号：「00393」)
「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合

「42」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の２第２項」※１、２又は「特定非営利活動促進法一部改正法附則第９条の規定による改正前の措置法第66条の11の２第２項」※１

② 「区分番号」欄：「00394」※１又は「00424」※２

③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※１、「旧認定特定非営利活動法人」※１又は「仮認定特定非営利動法人」※２の記載があるものの合計額)

※１　第66条の11の２第２項又は特定非営利活動促進法附則第９条の規定による改正前の措置法第66条の11の２第２項(区分番号：「00394」)
「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

※２　第66条の11の２第２項(区分番号：「00424」)
「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

計

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

法　0301－1402

別表十四(五)
「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十四(五)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名		1					計
譲渡損益調整資産の種類		2					
譲渡年月日		3	平・・	平・・	平・・	平・・	
譲渡対価の額		4	円	円	円	円	
譲渡原価の額		5					
調整前譲渡利益額 (4)－(ロスの場合は0)		6					
圧縮記							
譲							
当期が譲							円
譲 (5							
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)		11					
譲渡利益額の調整	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12					
	当期益金算入額 (簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額)	13					
	翌期以後に益金の額に算入する金額 ((8)又は(12))－(13)	14					
譲渡損失額の調整	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15					
	当期損金算入額 (簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額)	16					
	翌期以後に損金の額に算入する金額 ((10)又は(15))－(16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由		18	譲渡・償却 その他（　　）	譲渡・償却 その他（　　）	譲渡・償却 その他（　　）	譲渡・償却 その他（　　）	
簡便法により当期益金算入額を計算する場合又は当期損金算入額 減価償却資産	償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数)×12	19	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
	当期益金算入額 (8)×(20)/(19)	21	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10)×(20)/(19)	22					
繰延資産	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24					
	当期益金算入額 (8)×(24)/(23)	25	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10)×(24)/(23)	26					

「18」欄

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条第10項」

② 「区分番号」欄：「00582」

③ 「適用額」欄：「18」欄の「その他（　　）」の空欄に「換地処分等」と記載した譲渡損益調整資産の「14」欄の金額

法　0301－1405

別表十六(一)
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	(　　)

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分 残存価額	17					
	差引取得価額×5％ (9)×5/100	18					
	(16)>(18)の場合 旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)－(17)	19					
	旧定額法の償却率	20					
	算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円
	増加償却額 (21)×割増率	22	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	計 ((21)＋(22)) 又は((16)－(18))	23					
	(16)≦(18)の場合 算出償却額 ((18)－1円)×60/60	24					
	平成19年4月1日以後取得分 定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25					
	定額法の償却率	26					
	算出償却額 (25)×		円	円	円	円	円
	増加償却額 (27)×割		(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	計 (27)＋(28)	29					
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30					
当期分の償却限度額	特はに償別割よ却償増る限却償特又却別 租税特別措置法適用条項	31	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)
	特別償却限度額	32	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
	合計 (30)＋(32)＋(33)	34					
当期償却額		35					
差引償却超過額	償却不足額 (34)－(35)	36					
	償却超過 (35)－(34)						
	前期からの繰越				外	外	外
	当期認容損金額 償却不足によるもの	39					
	当期認容損金額 積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)	41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額)	42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額 (42)－(43)	44					
	翌期への繰越額の内訳 平・・平・・	45					
	翌期への繰越額の内訳 当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額		47					
備考							

P80～83参照

P83参照

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産（(2)の資産に該当するものを除きます。）の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

法　0301－1601

別表十六(二)
「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
	償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)	18					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分 差引取得価額×5％ (9)×5/100	19					
	(16)＞(19)の場合 旧定率法の償却率	20					
	(16)＞(19)の場合 算出償却額 (18)×(20)	21	円	円	円	円	円
	(16)＞(19)の場合 増加償却額 (21)×割増率	22	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	(16)＞(19)の場合 計 ((21)＋(22))又は((18)－(19))	23					
	(16)≦(19)の場合 算出償却額 ((19)－1円)×1/60	24					
	平成19年4月1日以後取得分 定率法の償却率	25					
	調整前償却額 (18)×(25)	26	円	円	円	円	円
	保証率	27					
	償却保証額 (9)×(27)	28	円	円	円	円	円
	(26)＜(28)の場合 改定取得価額	29					
	(26)＜(28)の場合 改定償却率	30					
	(26)＜(28)の場合 改定償却額	31		円	円	円	円
	増加償却額 ((26)又は(31))×	32		）	（　　）	（　　）	（　　）
	計 ((26)又は(31))＋(32)	33					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34					
	特別償却又は租税特別措置法適用条項	35	（　条　項）	（　条　項）	（　条　項）	（　条　項）	（　条　項）
	特別償却限度額	36	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
	合計 (34)＋(36)＋(37)	38					
当期償却額		39					
差引	償却不足額 (38)－(39)	40					
	償却超過額 (39)－(38)						
償却超過額	前期からの繰越				外	外	外
	当期認容損金額 償却不足による						
	当期認容損金額 積立金取崩しによるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額 (41)＋(42)－(43)－(44)	45					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((40)－(43))と((36)＋(37))のうち少ない金額)	46					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
	差引翌期への繰越額 (46)－(47)	48					
	翌期への繰越額の内訳 平・・平・・	49					
	翌期への繰越額の内訳 当期分不足額	50					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((40)－(43))と(36)のうち少ない金額)		51					
備考							

P80～83参照

P83参照

御注意

1　この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産（(3)の資産に該当するものを除きます。）の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2　租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

法　0301－1602

別表十六(三)
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十六(三)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意　租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1					
	構造		2					
	細目		3					
	取得年月日		4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月		5					
取得価額	取得価額又は製作価額		6	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額		7					
	差引取得価額 (6)－(7)		8					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		9					
	期末現在の積立金の額		10					
	積立金の期中取崩額		11					
	差引帳簿記載金額 (9)－(10)－(11)		12	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額		13					
	前期から繰り越した償却超過額		14	外	外	外	外	外
	合計 (12)＋(13)＋(14)		15					
鉱山の命数			16	年	年	年	年	年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数			17					
同上の期間内における採掘予定数量			18	トン	トン	トン	トン	トン
経済的採掘可能数量			19					
当期産出鉱量			20					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	残存価額	21	円	円	円	円	円
		差引取得価額×5％ (8)×5/100	22					
		(15)＞(22)の場合 旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)－(21)	23					
		(15)＞(22)の場合 鉱量1トン当たり償却金額 (23)／((18)又は(19)のうち少ない トン数)	24					
		(15)＞(22)の場合 算出償却額 ((20)×(24))又は((15)－(22))	25					
		(15)≦(22)の場合 算出償却額 ((20)×1円)×…	26					
	平成19年4月1日以後取得分	生産高比例法の償却…						
		鉱量1トン当… ((18)又は(19)の…						
		算出… (20)×(28)						
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)		30					
	特別償却又は特別償却に代えて別に租税特別措置法適用条項		31	条　項	条　項	条　項	条　項	条　項
	特別償却限度額		32	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		33					
	合計 (30)＋(32)＋(33)		34					
当期償却額			35					
差引償却超過額	償却不足額 (34)－(35)		36					
	償却超過額							
	前期から…				外	外	外	外
	当期容認損金額	償却不足に…						
		積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)		41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)－(39))と((32)＋(33))のうち少ない金額)		42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		43					
	差引翌期への繰越額 (42)－(43)		44					
	翌期への繰越額の内訳	平・・平・・	45					
		当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)－(39))と(32)のうち少ない金額)			47					
備考								

P80～83参照

P83参照

法　0301－1603

別表十六(五)
「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十六(五) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意
租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類		1					
	構造		2					
	細目		3					
	取得年月日		4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月		5					
	耐用年数		6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額		7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額		8					
	差引取得価額 (7)－(8)		9					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		10					
	期末現在の積立金の額		11					
	積立金の期中取崩額		12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)		13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額		14					
	前期から繰り越した償却超過額		15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)		16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		17					
	旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額		18					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法 旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)－(9)×$\frac{10}{100}$	19					
		旧定額法の償却率	20					
		旧定率法 旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21	円	円	円	円	円
		旧定率法の償却率	22					
		算出償却額 ((19)×(20))又は((21)×(22))	23	円	円	円	円	円
	平成19年4月1日以後取得分	定額法 定額法による償却額計算の基礎となる金額						
		定額法						
		定率法 定率法による償			円	円	円	円
		定率法	27					
		算出償却額 ((24)×(25))又は((26)×(27))	28	円	円	円	円	円
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)		29					
	特別償却限度額		30	（　外　）	（　外　）	（　外　）	（　外　）	（　外　）
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		31					
	合計 (29)＋(30)＋(31)		32					
	差引取得価額×50％ (9)×$\frac{50}{100}$		33					
	当期償却可能限度額		34					
	当期の通常 (32)又は(34)のうち							
	取り替えた新たな資産に							
	償却限 (35)＋(3							
当期償却額			38					
差引	償却不足額 (37)－(38)		39					
	償却超過額 (38)－(37)		40					
償却超過額	前期からの繰越額		41	外	外	外	外	外
	当期認容損金額	償却不足によるもの	42					
		積立金取崩しによるもの	43					
	差引合計翌期への繰越額 (40)＋(41)－(42)－(43)		44					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((39)－(42))と((30)＋(31))のうち少ない金額)		45					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		46					
	差引翌期への繰越額 (45)－(46)		47					
	翌期への繰越額のうち	平・・平・・	48					
		当期分不足額	49					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((39)－(42))と(30)のうち少ない金額)			50					
備考								

P80～83参照

P83参照

法　0301－1605

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注)　別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(Ｐ86～89参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第42条の５第１項第１号イ	00400 ※１	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成27年旧措置法第42条の５第１項及び第６項 (同条第１項第１号イ)	00431 ※２	
	平成28年旧措置法第42条の５第１項及び第６項 (同条第１項第１号ロ)	00566 ※３	
	平成28年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ	00403 ※４	
	第42条の５第１項第１号	00584 ※５	
	第42条の５第１項第２号	00287 ※６	
	平成28年旧措置法第42条の５第１項第２号	00293 ※７	

※１　区分番号「00400」は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※２　区分番号「00431」は、平成27年４月１日前に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光・風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※３　区分番号「00566」は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※４　区分番号「00403」は、平成28年４月１日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※５　区分番号「00584」は、平成28年４月１日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※６　区分番号「00287」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※７　区分番号「00293」は、平成28年４月１日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の６第１項第１号	00031	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の６第１項第２号	00034	
	第42条の６第１項第３号	00037	
	第42条の６第１項第４号	00040	
	第42条の６第２項	00487	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号イ	00498 ※１	
	平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号ロ	00501 ※２	
	第42条の10第１項第１号	00586	
	第42条の10第１項第２号	00504	

※１　区分番号「00498」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした特定中核事業用設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※２　区分番号「00501」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした機械装置等（特定中核事業用設備を除きます。）について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第１項	00298	別表十六（一）「32」欄、別表十六（二）「36」欄、別表十六（三）「32」欄又は別表十六（五）「30」欄の金額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の11の２第１項	00568	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の３第１項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の５第１項	00509 ※	
	第42条の12の５第１項及び第２項	00512 ※	

※　区分番号「00512」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について、即時償却の適用を受ける場合が該当し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について特別償却の適用を受ける場合は、区分番号「00509」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第43条第１項第１号	00412	別表十六（一）「32」欄、別表十六（二）「36」欄、別表十六（三）「32」欄又は別表十六（五）「30」欄の金額
船舶の特別償却	第43条第１項第２号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の２第１項	00518	
	第43条の２第２項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第１項	00310	
共同利用施設の特別償却	第44条の３第１項	00313	
特定農産加工品生産設備の特別償却	平成28年旧措置法第44条の４第１項	00388	
特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）	平成28年旧措置法第44条の５第１項	00451 ※	
	第44条の５第１項	00590 ※	
	平成28年旧措置法第44条の５第２項	00524	

※　区分番号「00590」は、平成28年５月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「00451」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第１項第１号	00120	別表十六（一）「32」欄、別表十六（二）「36」欄、別表十六（三）「32」欄又は別表十六（五）「30」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第１項第２号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第１項第３号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第１項第４号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第１項第５号	00135	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第２項第１号	00454 ※１	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条第２項第１号	00573 ※１	
	第45条第２項第２号	00560 ※２	
	平成26年旧措置法第45条第２項第２号	00457 ※２	
	第45条第２項第３号	00536 ※２	
	第45条第２項第４号	00575	

※１　区分番号「00454」は、平成27年４月１日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年４月１日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※２　区分番号「00457」は、平成26年４月１日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年４月１日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。
　なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第45条の２第１項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第１項	00337	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第46条の２第１項第１号イ」又は「第46条の２第１項第２号イ」	00577	
	「第46条の２第１項第１号ロ」又は「第46条の２第１項第２号ロ」	00579	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第47条第１項」又は「平成28年旧措置法第47条第１項」	00343	
特定都市再生建築物等の割増償却	第47条の２第１項 (同条第３項第１号イ)	00466 ※	
	「第47条の２第１項」、「平成27年旧措置法第47条の２第１項」又は「平成25年旧措置法第47条の２第１項」 (「第47条の２第３項第１号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の２第３項第２号」)	00469 ※	
	第47条の２第１項 (同条第３項第２号)	00539	
	「第47条の２第１項」又は「平成27年旧措置法第47条の２第１項」 (「第47条の２第３項第３号」又は「平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号」)	00478	

※　区分番号「00466」は、平成25年４月１日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年４月１日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を除きます。）において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00469」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第１項	00349 ※	別表十六（一）「32」欄、 別表十六（二）「36」欄、 別表十六（三）「32」欄又は 別表十六（五）「30」欄 の金額
	第48条第１項	00592 ※	

※　区分番号「00349」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流効率化法）の認定又は確認を受けた法人の平成29年３月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六（一）「33」、別表十六（二）「37」、別表十六（三）「33」又は別表十六（五）「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の２第１項」又は「第52条の２第４項」	00187	別表十六（一）「33」欄、 別表十六（二）「37」欄、 別表十六（三）「33」欄又は 別表十六（五）「31」欄 の金額

別表十六(七)
「８」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の５又は第68条の102の２）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「８」欄の金額は、300万円（当期が１年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
資産区分	種						
	構						
	細						
	事						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)		8	円				

「８」欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の５第１項」
② 「区分番号」欄：「00277」
③ 「適用額」欄：「８」欄の金額

（注）**適用額は、年300万円が上限となります。**

法　0301－1607

別表十六(九)
「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	( )

別表十六(九) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 条第 項 第 号	第 条第 項 第 号	第 条第 項 第 号	計
	種類	2				
	構造・区分・設備の種類	3				
	細目	4				
	事業の用に供し			平 ・ ・	平 ・ ・	
	耐用			年	年	
当期積立額		7	円	円	円	円
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8				
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9				
	積立限度額 (8)＋(9)	10				
差引	積立限度超過額 (7)－(10)	11				
	積立不足額 割増償却 (8)－(7)					
	積立不足額 初年度特別償 (8)－((7)－(9)) ((7)－(9)≦0の場合は(8))	13				
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)－(7)	14				
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15				
	差引翌期への繰越額 (14)－(15)	16				
	翌期への繰越額の内訳 平 ・ ・ 平 ・ ・	17				
	翌期への繰越額の内訳 当期分 (12)又は(13)	18				
	翌期への繰越額の内訳 計 (17)＋(18)	19				
当期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)		20				
合併等特別償却準備金積立不足額 (8)－(7)		21				
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円	円	円	円
	期首特別償却準備金の金額	24				
	当期益金算入額 均等益金算入による場合 (23)×84、60又は(耐用年数×12)	25				
	当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額	26				
	当期益金算入額 合計 (25)＋(26)	27				
	期末特別償却準備金の金額 (24)－(27)	28				

P86～89参照

P89参照

法 0301－1609

別表十六(九)

「８」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第42条の５第１項第１号イ)	00401 ※１	「８」欄の金額
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成27年旧措置法第42条の５第１項及び第６項(同条第１項第１号イ))	00432 ※２	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第42条の５第１項及び第６項(同条第１項第１号ロ))	00567 ※３	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ)	00404 ※４	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の５第１項第１号)	00585 ※５	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の５第１項第２号)	00288 ※６	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第42条の５第１項第２号)	00294 ※７	

※１　区分番号「00401」は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※２　区分番号「00432」は、平成27年４月１日前に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光・風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※３　区分番号「00567」は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※４　区分番号「00404」は、平成28年４月１日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※５　区分番号「00585」は、平成28年４月１日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※６　区分番号「00288」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※７　区分番号「00294」は、平成28年４月１日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の６第１項第１号)	00032	「８」欄の金額
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の６第１項第２号)	00035	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の６第１項第３号)	00038	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の６第１項第４号)	00041	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の６第２項)	00488	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号イ)	00499 ※１	「８」欄の金額
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号ロ)	00502 ※２	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の10第１項第１号)	00587	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の10第１項第２号)	00505	

※１　区分番号「00499」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした特定中核事業用設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※２　区分番号「00502」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした機械装置等（特定中核事業用設備を除きます。）について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00299	「８」欄の金額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00569	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00446	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の12の５第１項)	00510 ※	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第42条の12の５第１項及び第２項)	00513 ※	

※　区分番号「00513」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について、即時償却の適用を受ける場合が該当し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について特別償却の適用を受ける場合は、区分番号「00510」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00413	「８」欄の金額
船舶の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00308	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第43条の２第１項)	00519	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第43条の２第２項)	00522	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00311	
共同利用施設の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00314	
特定農産加工品生産設備の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00389	
特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第44条の５第１項)	00452 ※	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第44条の５第１項)	00591 ※	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第44条の５第２項)	00525	

※　区分番号「00591」は、平成28年５月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「00452」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00121	「８」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00528	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00136	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定地域における産業振興機械等の割増償却)	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成27年旧措置法第45条第２項第１号)	00455 ※１	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第45条第２項第１号)	00574 ※１	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第45条第２項第２号)	00561 ※２	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成26年旧措置法第45条第２項２号)	00458 ※２	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第45条第２項第３号)	00537 ※２	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第45条第２項第４号)	00576	

※１　区分番号「00455」は、平成27年４月１日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年４月１日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※２　区分番号「00458」は、平成26年４月１日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年４月１日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。
　なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00332	「８」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00338	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (「第46条の２第１項第１号イ」又は「第46条の２第１項第２号イ」)	00578	「８」欄の金額
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (「第46条の２第１項第１号ロ」又は「第46条の２第１項第２号ロ」)	00580	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」	00344	
特定都市再生建築物等の割増償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第47条の２第３項第１号イ)	00467 ※	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (「第47条の２第３項第１号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の２第３項第２号」)	00470 ※	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第47条の２第３項第２号)	00540	
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (「第47条の２第３項第３号」又は「平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号」)	00479	

※　区分番号「00467」は、平成25年４月１日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年４月１日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00470」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (平成28年旧措置法第48条第１項)	00350 ※	「８」欄の金額
	「第52条の３第１項」又は「第52条の３第11項」 (第48条第１項)	00593 ※	

※　区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年３月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00593」が該当します。

「９」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の３第２項」、「第52条の３第３項」又は「第52条の３第12項」	00581	「９」欄の金額

Ⅳ　「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp)→「パンフレット・手引き」

→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

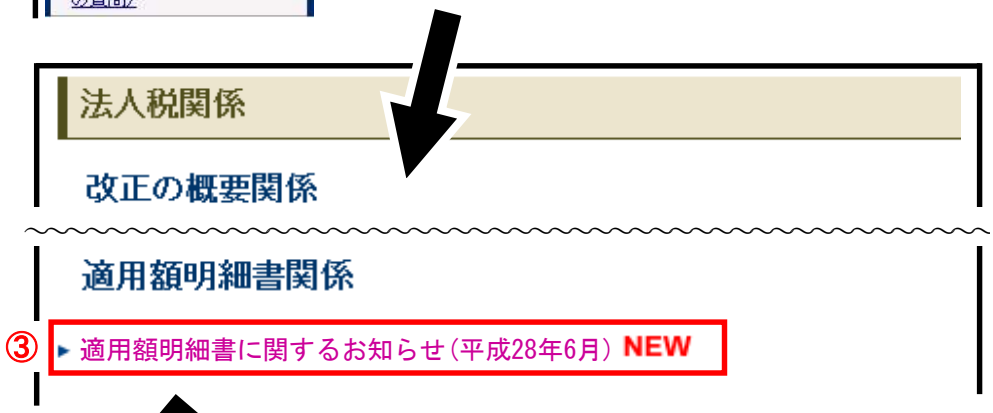

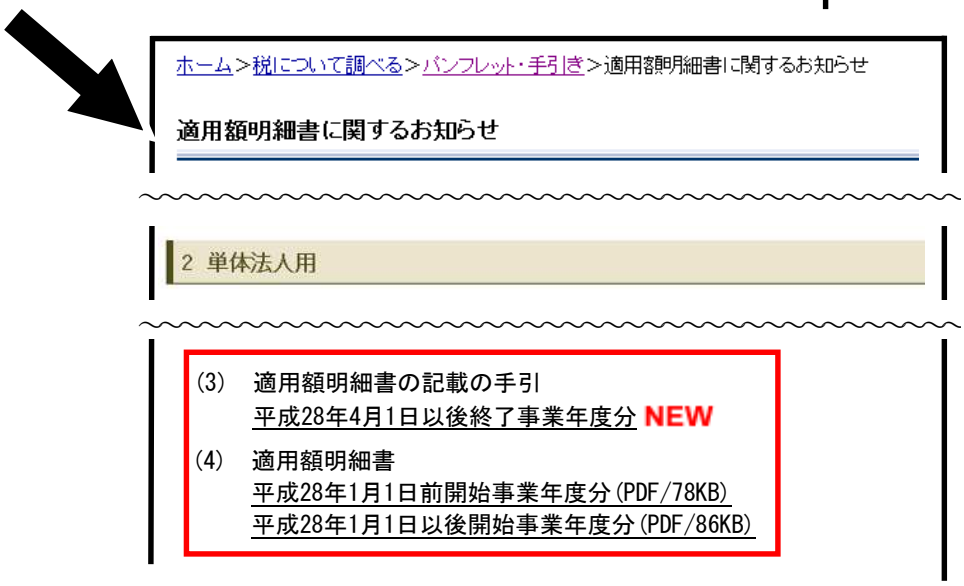

平成28年６月現在